

障がい者福祉のしおり



令和 7 年 4 月発行

岡 崎 市 福 祉 事 務 所

目 次

主な福祉施策等一覧表

- 1 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要(その1)(視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由)
- 2 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要(その2)(心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓・知的)
- 3 身体障がい者障がい程度等級表一覧
- 4 相談窓口一覧表

手帳制度

- 1 身体障がい者手帳とは 交付を受けるには、紛失・破損したら、届出が必要なときは1
- 2 療育手帳とは 交付を受けるには、紛失・破損したら、届出が必要なときは2
- 3 精神障害者保健福祉手帳 交付を受けるには、紛失・破損したら、届出が必要なときは4

手当

- 1 障がい者福祉関係手当(岡崎市・愛知県・国からの手当)6
- 2 児童福祉関係手当(岡崎市・愛知県・国からの手当)8

年金

- 1 障がい年金9
- 2 愛知県心身障がい者扶養共済制度 11

医療

- 1 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療) 13
- 2 心身障がい者医療、母子家庭等医療、後期高齢者福祉医療費助成制度 14
- 3 小児慢性特定疾病の医療給付 16
- 4 特定医療費の支給認定 16
- 5 歯科健診・診療 16
- 6 障がい者無料健康診査 17
- 7 産科医療補償制度 17

在宅福祉(補装具・日常生活用具、入浴サービス等)

- 1 補装具費の支給 18
- 2 軽・中度難聴(児、高齢者)補聴器購入費等助成 19
- 3 日常生活用具費の支給 19
- 4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 25
- 5 在宅重度障がい者等訪問入浴サービス 25
- 6 災害時家具転倒防止金具取付事業 25
- 7 災害時避難行動要支援者支援制度 26
- 8 見守りネットワーク事業 28
- 9 個人賠償責任保険事業 28
- 10 Net119 緊急通報システム 29
- 11 メール 119 通報サービス 30
- 12 FAXによる緊急通報 30
- 13 110番アプリシステム 31
- 14 その他在宅に関すること 31

.....	33
-------	----

社会生活

1 身体障がい者用自動車改造費の補助.....	37
2 手話通訳者及び要約筆記者等の派遣.....	37
3 盲導犬の貸与及び飼料費の助成.....	38
4 字幕入りビデオカセットライブラリー(貸出).....	39
5 点字広報・声の広報の発行.....	39
6 日中一時支援事業.....	39
7 移動支援事業.....	40
8 地域活動支援センター.....	40
9 スポーツ活動.....	40
10 保育料の減免.....	41
11 郵便等による不在者投票.....	42
12 図書の郵送貸出.....	42
13 図書館の通常利用が困難な方へのサービス.....	43

交通

1 障がい者タクシー利用助成.....	44
2 タクシー運賃割引.....	45
3 バス運賃割引.....	45
4 JR 各社旅客運賃等の割引.....	45
5 有料道路の割引.....	46
6 航空旅客運賃の割引.....	47
7 駐車禁止除外指定車標章.....	47

公共料金等

1 NHK 受信料の免除.....	49
2 郵便に関すること.....	49
3 携帯電話料金の割引.....	50
4 電話架設費の分割払い扱い.....	51
5 電話番号案内の無料扱い.....	51

税金

1 自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免.....	52
2 軽自動車税種別割の減免.....	56
3 軽自動車税環境性能割の減免.....	57
4 所得税・市県民税・相続税の軽減.....	58
5 特定障がい者贈与税の非課税特例.....	59
6 消費税の非課税取引.....	59
7 利子所得等の非課税制度.....	59
8 固定資産税の減額.....	59

住宅

1 公営住宅.....	60
2 都市再生機構賃貸住宅における優遇措置(新規募集住宅).....	61

3 生活福祉資金の貸付	61
4 民間賃貸住宅の入居等に関する相談	61
職業相談・訓練	
1 職業相談等	62
2 職業訓練	63
施設の利用	
1 市の美術館等入場無料	65
2 県立施設入場料などの無料扱い	65
3 点字図書館等の利用	66
4 盲人ホームの利用	66
5 聴覚障がい者情報提供施設の利用	66
6 補装具制作施設の利用	67
7 おもちゃ図書館の利用	67
所得制限・併給制限・利用者負担額	
1 手当・年金等の所得制限	68
2 手当・年金の併給制限	70
3 自立支援医療の利用者負担額	71
4 障がい福祉サービス等の利用者負担額	72
5 補装具費の支給の利用者負担額	73
6 地域生活支援事業の利用者負担額	74
障がい者の権利擁護・虐待防止	
1 障害者差別解消法	75
2 成年後見制度・日常生活自立支援事業	75
障がい者マークの紹介	
.....	78

市役所窓口一覧

部 署		窓 口
障がい福祉課	障がい1係 - 身体障がい者手帳の交付 - 療育手帳の交付 - 障がい者(児)への各種手当等 障がい2係 - 自立支援医療(育成医療)に関すること - 精神障害者保健福祉手帳に関すること - 自立支援医療(精神通院医療)に関すること - 特定医療費に関すること 審査給付係 - 障がい福祉サービス	福祉会館 1 階 17 番
健康増進課	小児慢性特定疾病に関すること	げんき館2階
国保年金課	窓口年金係 国民年金に関すること	東庁舎 1 階 10 番
医療助成室	福祉医療係 医療助成に関すること	東庁舎 1 階 11 番
子育て支援室	ひとり親相談支援係 - ひとり親家庭の相談・支援に関すること 手当給付係 - 児童手当に関すること - ひとり親の手当に関すること	東庁舎 1 階 12 番
長寿課	地域支援係 家具転倒防止金具に関すること	福祉会館 1 階 19 番
介護保険課	給付係 住宅改修に関すること	福祉会館 1 階 19 番
住宅計画課	市営住宅管理係 - 市営住宅に関すること 居住支援係 - 民間賃貸住宅の入居等に関すること	西庁舎地下 1 階
市民税課	- 所得税、市県民税に関すること - 軽自動車税に関すること	東庁舎 3 階
選挙管理委員会	選挙に関すること	東庁舎 6 階
福祉政策課	災害時避難行動要支援者支援制度に関すること	東庁舎 1 階 15 番
社会福祉協議会	地域支援係 生活福祉資金の貸付	岡崎市社会福祉協議会 サービスセンター (康生通南)

	生活支援課 ・ 手話通訳・要約筆記派遣 ・ 相談支援事業所 ・ 岡崎市成年後見支援センター ・ その他在宅に関すること	岡崎市社会福祉センター 3階 (美合町五本松)
	生活支援課 ・ 岡崎市障がい者基幹相談支援センター ・ 岡崎市障がい者虐待防止センター	岡崎市友愛の家内 (欠町)

1 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要

岡崎市福祉事務所 その1

ページ		8	8	41	7	7	7	6	6	11	14	14	14	14	13	18	19	33	37	49	44	52	57	56	58	58	58	60	60	61	47					
障がい区分別対象者		施策内容		児童扶養手当	市・県遺児手当	こども園・保育園保育料の減免	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	愛知県在宅重度障がい者手当	市中心身障がい者福祉扶助料	心身障がい者扶養共済	心身障がい者医療	母子家庭等医療	後期高齢者福祉医療	自立支援医療（精神通院）給付	自立支援医療（更生）給付	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	※障がい福祉サービス	自動車改造費の補助	NHK受信料の免除	障がい者タクシー利用助成	自動車税種別割と自動車税環境性能割の減免	軽自動車税環境性能割の減免	軽自動車税種別割の減免	市県民税の所得控除	所得税の所得控除	相続税の所得控除	市営住宅の家賃及び駐車場使用料の減免	県営住宅の家賃減免	生活福祉資金の貸付	駐車禁止除外指定車標章			
身体障がい者（児）	障がい区分共通施策		○ 父または母が重度障がい者	○ 父または母が重度障がい者	○	○ 中度以上の障がい	○ 在宅	○ 2級の一部まで	○ 2級まで	○	○	○ 3級まで	○ 3級まで	○ 父または母が一定の障がいの場合	○ 3級まで		○	○		○		○ 非課税世帯	○ 3級まで				○	○	○	○ 4級まで	○ 4級まで	○				
	障がい区分	視覚					（精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方）		（65歳以上の新規手帳所持者となる方は対象外）	（65歳以上の新規手帳所持者となる方は対象外）								○			世帯主で2級まで又は視覚・聴覚障がい者		○ 4級まで	○ 4級まで	○ 4級まで							1～3級 4級の1 （4級の2）				
		聴覚・平衡機能																				○ 3級まで	○ 3級まで	○ 3級まで											聴覚2級又は3級 平衡3級	
		音声・言語・そしゃく機能																					○ 喉頭摘出のみ 本人3級まで	○ 喉頭摘出のみ 本人3級まで	○ 喉頭摘出のみ 本人3級まで											
		上肢																				○ 2級まで	○ 2級まで	○ 2級まで											1級 2級の1 2級の2	
			下肢																				○ 本人6級まで 家族3級まで	○ 本人6級まで 家族3級まで	○ 本人6級まで 家族3級まで										1級～ 4級	
		体幹																					○ 本人5級まで 家族3級まで	○ 本人5級まで 家族3級まで	○ 本人5級まで 家族3級まで											1級～ 3級
			脳原性上肢																				○ 2級まで	○ 2級まで	○ 2級まで											1～2級 （一上肢除く）
		脳原性移動																					○ 本人6級まで 家族3級まで	○ 本人6級まで 家族3級まで	○ 本人6級まで 家族3級まで											
	制限	所得・公的年金		○	○	○	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○															
年齢		子が18歳以下	子が18歳以下		20歳未満	20歳以上	20歳未満				保護者が65歳未満	一部65歳未満	子が18歳以下	後期高齢者保険加入者		18歳以上	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く																		
その他		施設入所等は除く	施設入所等は除く		施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	措置入所等は除く		4～6級の筋萎縮症も可	措置入所等は除く	4～6級の筋萎縮症も可			入所・入院中は除く（補装具あり）	在宅級は例外有		改造前申請																	
手続き及び問合せ先（電話）			子育て支援室	保育課	障がい福祉課						医療助成室				障がい福祉課							西三河福祉事務所 （23-7277・23-7278）	名古屋東区福祉事務所 （052-728653）	名古屋東区福祉事務所 （052-728653）	市民税課		岡崎税務署 （岡崎市役所内） （23-6320）	三河住宅管理事務所 （23-1863）	社会福祉協議会 （23-8938）	（58-0710）岡崎警察署						
			手当給付係	管理係	障がい1係						福祉医療係				障がい2係	障がい1係	審査給付係	障がい1係	諸税係	市民税1係																
			（23-6150）		（23-6144）	（23-6113）						（23-6148）				（23-7674）	（23-6113）	（23-6853）	（23-6113）	（23-6075）	（23-6082）				（58-6511）											

については事前申請になります。介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。

※障がい福祉サービス⇒介護給付(ホームヘルプ・ショートステイ・施設入所支援等)訓練等給付(自立訓練・就労移行支援・グループホーム等)

児童通所(児童発達支援・放課後等デイサービス等)

地域生活支援事業(在宅重度障がい者等入浴サービス・日中一時支援事業・移動支援事業等)については目次をご覧ください。

上表のほか次の制度もあります。詳細については各関係機関にお問合せください。

ページ	交通機関等の料金割引		問合せ先
45	タクシー運賃割引	迎車料金を除く規定料金の1割引(手帳提示)	愛知県タクシー協会
45	バス運賃割引(市内)	第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1・2級は本人と介護者、 第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額割引(降車時に手帳提示)	バス営業所
45	JR・私鉄運賃割引	第1種手帳は本人と介護者(介護者がついで割引)(私鉄:要問合せ) 第2種手帳と第1種手帳の単独乗車の場合は片道100kmを超える区間50%の割引(普通乗車券のみ)(切符購入前に手帳提示)	JR・私鉄営業所(私鉄:要問合せ)
47	航空旅客運賃割引(12歳以上)	割引率は航空会社によって異なる(航空券購入前に手帳提示)(国内線に限る)	各航空会社等
46	有料道路通行料の割引	割引可能な車は1台に限定(名義は本人または家族のもの)※精神障害者保健福祉手帳は対象外 第2種身体障がい者手帳は本人運転のみ有効 割引率50% 割引を受けるには証明印が必要(ETC利用者は登録が必要)	手続き先 市役所障がい福祉課 手続きに必要なもの 車検証、手帳、(2種のみ免許証)

ページ	その他の福祉施策		問合せ先
51	携帯電話料金の割引	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	各携帯電話会社
66	市の美術館等入場無料	三河武士のやかた家康館・岡崎城 市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館	三河武士のやかた家康館 各施設
13	自立支援医療(育成医療)給付	障がいの程度を軽減するための医療を要する18歳未満の身体障がい児	市役所障がい福祉課
9	障がい年金等	20歳以上で年金の障がい等級表に定める障がいの状態のかたで支給要件に該当する場合(初診日より問い合わせ先が異なります。)	市役所国保年金課・年金事務所・共済組合
25	災害時家具転倒防止金具取付事業	身体障がい者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級のかた	市役所障がい福祉課

ページ		8	8	41	7	7	7	6	6	11	14	14	14	14	13	18	19	33	49	44	52	57	56	58	58	58	60	60	61	47
障がい区分別対象者 施策内容		児童扶養手当	市・県遺児手当	こども園・保育園 保育料の減免	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	愛知県在宅重度障がい者手当	市中心身障がい者福祉扶助料	心身障がい者扶養共済	心身障がい者医療	母子家庭等医療	後期高齢者福祉医療	自立支援医療（精神通院）給付	自立支援医療（更生）給付	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	※障がい福祉サービス	NHK受信料の免除	障がい者タクシー利用助成	自動車税種別割と 自動車税環境性能割の減免	軽自動車税環境性能割の減免	軽自動車税種別割の減免	市県民税の所得控除	所得税の所得控除	相続税の所得控除	市営住宅の家賃及び 駐車場使用料の減免	県営住宅の家賃減免	生活福祉資金の貸付	駐車禁止除外指定車標章
身体障がい者（児）	障がい区分共通施策		○ 父または母が 重度障がい者	○ 父または母が 重度障がい者	○	○ 中度以上の 障がい	○ 在宅	○ 2級の 一部まで	○ 2級まで	○ 3級まで	○ 3級まで	○ 父または母が 一定の障がい の場合	○ 3級まで		○	○		○	○ 非課税世帯	○ 3級まで 療育A・B				○ 4級まで	○ 4級まで	○ 4級まで				
	障がい区分	内部障がい	心臓				る（精神、又は身体に著しく重度の障がいがある状態にある方） 必要とする状況において常時特別の介護を要する		（65歳以上の新規手帳所持者となる方は対象外）						○ 1級のみ		世帯主で2級まで		○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで								1級又は3級（4級）	
			じん臓									○ 4級まで		○ 4級まで		○			○ 3級まで		○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで							1級又は3級
			呼吸器												○ 1級のみ	○			○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで							1級又は3級（4級）		
			小腸・ぼうこう・直腸											小腸のみ		○			○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで							1級又は3級		
			免疫											○				○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで							3級まで（4級）			
			肝臓											○				○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで	○ 本人4級まで 家族3級まで							3級まで（4級）			
	知的障がい（児）	重度（IQ35以下）A					○ IQ20以下	○ IQ20以下		（各等級に 応じて条件あり）	○	○		○			○	○	○ 世帯主			○	○	○	○	○	○	○	○	
中度（IQ36～50）B					○			○	○			○				○							○	○	○	○	○			
軽度（IQ51～75）C					自閉等あり ○			○	自閉症のみ		自閉症のみ					○							○	○	○					
精神障がい者			○ 父または母が 重度障がい者	○ 父または母が 重度障がい者	○	○ 要診断書	○ 要診断書	○ 要診断書		○	○	○ 父または母が 一定の障がい の場合	○			○	○	○	○ （各等級に 応じて条件あり）		○ 1級のみ	○ 1級のみ	○ 1級のみ			○	○ 1・2級の のみ	○ 1・2級の のみ		○ 1級のみ
	所得・公的年金		○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○												
制限	年齢		子が18歳以下	子が18歳以下		20歳未満	20歳以上	20歳未満		保護者が65歳未満	一部65歳未満	子が18歳以下	後期高齢保険加入者		18歳以上	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く													
	その他		施設入所等は除く	施設入所等は除く		施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	措置入所等は除く		4～6歳の筋萎縮症も可	措置入所等は除く	4～6歳の筋萎縮症も可			入所・入院中は除く（補装具あり）	在宅級は別件有													
	手続き及び問合せ先（電話）		子育て支援室 （23－6150）	保育課 （23-6144）	障がい福祉課 （23－6113）				医療助成室 （23－6148）				障がい2係 （23-7674）	障がい1係 （23－6113）		審査給付係 （23－6853）	障がい1係 （23－6113）		西三河 2（23-172） 事務所	名古屋 05東郷 72東郷 8～東郷 69東郷 55東郷 3事務所 ～事務所	名古屋 05東郷 72東郷 8～東郷 69東郷 55東郷 3事務所 ～事務所	市民税課 諸税係 （23－6075） 市民税1係 （23－6082）		岡崎税務署 （58－6511）		岡崎市営住宅管理センター （岡崎市役所内） （23－6320）	三河住宅管理事務所 （23） （23） 1863	社会福祉協議会 （23） （23） 8938	岡崎警察署 （58） （58） 0110	

については事前申請になります。介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。

上表のほか次の制度もあります。詳細については各関係機関にお問合せください。

ページ	交通機関等の料金割引		問合せ先
45	タクシー運賃割引	迎車料金を除く規定料金の1割引（手帳提示）	愛知県タクシー協会
45	バス運賃割引（市内）	第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1・2級は本人と介護者、 第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額割引（降車時に手帳提示）	バス営業所
45	JR・私鉄運賃割引	第1種手帳は本人と介護者（介護者がついで割引）（私鉄：要問合せ） 第2種手帳と第1種手帳の単独乗車の場合は片道100kmを超える区間 50％の割引（普通乗車券のみ）（切符購入前に手帳提示）	JR・私鉄営業所 （私鉄：要問合せ）
47	航空旅客運賃割引（12歳以上）	割引率は航空会社によって異なる（航空券購入前に手帳提示）（国内線に限る）	各航空会社等
46	有料道路通行料の割引	割引可能な車は1台に限定（名義は本人または家族のもの）※精神障害者保健福祉手帳は対象外 第2種身体障がい者手帳は本人運転のみ有効 割引率50％ 割引を受けるには証明印が必要（ETC利用者は登録が必要）	手続き先 市役所障がい福祉課 手続きに必要なもの 車検証、手帳、（2種のみ免許証）

ページ	その他の福祉施策		問合せ先
51	携帯電話料金の割引	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	各携帯電話会社
66	市の美術館等入場無料	三河武士のやかた家康館・岡崎城 市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館	三河武士のやかた家康館 各施設
13	自立支援医療（育成医療）給付	障がいの程度を軽くするための医療を要する18歳未満の身体障がい児	市役所障がい福祉課
9	障がい年金等	20歳以上で年金の障がい等級表に定める障がいの状態のかたで支給要件に該当する場合（初診日により問い合わせ先が異なります。）	市役所国保年金課・年金事務所・共済組合
25	災害時 家具転倒防止金具取付事業	身体障がい者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級のかた	市役所障がい福祉課

相談窓口一覧

相談支援事業所

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように相談に応じ、必要な援助をします。

事業所名	住 所	担当地域(小学校区)
岡崎市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	〒444-0802 岡崎市美合町字五本松68-12 (岡崎市社会福祉センター 3階) TEL 0564-47-8750 FAX 0564-47-8753 E-mail seikatsu@okazaki-shakyo.jp	羽根、小豆坂、城南、 岡崎、福岡、上地、 緑丘、美合
NPO 法人岡崎自立生活 センターびあほうす	〒444-0038 岡崎市伝馬通5-47 TEL 0564-26-5080 FAX 0564-27-4070 E-mail soudan@cil-piahouse.or.jp	梅園、広幡、連尺、 六名、三島、竜美丘
生活支援センター山中	〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4-1 TEL 0564-48-1955 FAX 0564-48-2023 E-mail aikei-yamanaka@aikei-k.or.jp	生平、秦梨、竜谷、 藤川、山中、本宿、 豊富、夏山、宮崎 形埜、下山
福祉の村相談支援 事業所	〒444-0011 岡崎市欠町字清水田 6-3 (岡崎市友愛の家内) TEL 0564-83-5601 FAX 0564-47-8989 E-mail sodan@okazaki-fukushi.or.jp	井田、常磐南、常磐東 常磐、恵田、大門、奥殿 細川、男川、根石
	〒444-0204 岡崎市土井町字南赤部内 9 (こども発達支援センターむつみ内) TEL 0564-73-0872 FAX 0564-73-0878 E-mail sodan@okazaki-fukushi.or.jp	六ツ美中部、六ツ美北部、 六ツ美西部、六ツ美南部
ぱぷりか	〒444-0868 岡崎市明大寺町字馬場東 156-1 2階 TEL 0564-79-6363 FAX 052-880-2012 E-mail info@paprka.life	矢作西、矢作南、矢作東、 矢作北、北野
相談支援事業所げんき	〒444-2133 岡崎市井ノ口町字河原西 33 TEL 0564-24-8678 FAX 0564-24-8678 E-mail genkiga1ban@hotmail.co.jp	大樹寺、岩津、愛宕

障害児等療育支援事業 愛知県三河青い鳥医療療育センター 〒444-0002 岡崎市高隆寺町字小屋場9-3 TEL 0564-64-7980 FAX 0564-64-7981 こども発達相談センター 〒444-0011 岡崎市欠町字清水田6-4 TEL 0564-23-7067 FAX 0564-23-7538	在宅の障がい児(者)に対し、専門的な療育相談等に応じています。
民生委員・児童委員	地域においてさまざまな理由によって援助を必要とするかたに対して、相談にのります。
障がい者団体 岡崎市障がい者福祉団体連合会 〒444-0011 岡崎市欠町字清水田 6-3 (岡崎市友愛の家内) TEL・FAX 0564-23-8890	障がい者への理解と交流の促進を図り、福祉の増進に寄与する活動を行っている団体です。 加盟団体は以下の通りです。 ○岡崎市身体障がい者福祉協会 (岡崎視覚障がい者福祉協会、岡崎市難聴・中途失聴者の会) ○岡崎市手をつなぐ育成会 ○岡崎肢体不自由児・者父母の会 ○岡崎地域精神障がい者家族会(せきれい会) ○岡崎市聴覚障害者福祉協会
愛知県西三河福祉相談センター 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL 0564-27-2779(18歳未満) 0564-27-2889(18歳以上) FAX 0564-22-2902(18歳未満) 0564-27-2816(18歳以上)	障がいのある児童(18歳未満の身体障がい児及び知的障がい児)に対する業務を行い、相談にのります。 身体に障がいのある方及び18歳以上の知的障がいのある方に対する業務を行い、相談にのります。 ※予約が必要です。事前にお問合せください。
岡崎年金事務所 〒444-8607 岡崎市朝日町3-9 TEL 0564-23-2637 FAX 0564-23-4511	厚生年金保険制度の障がい厚生年金、障がい手当金に関する相談にのります。

西三河県税事務所 〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 TEL 0564-27-2712(自動車税) FAX 0564-23-4666 E-mail nishimikawa-kenzei@pref.aichi.lg.jp	県税(自動車税種別割の減免)に関する相談にのります。
岡崎公共職業安定所(ハローワーク) 〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 TEL 0564-52-8609 FAX 0564-58-8617	職業に関する相談、紹介に応じます。相談日・時間については、直接お問合せください。 ※手話協力員が配置され、相談に応じています。 ※身体障がい者の場合は、特別援助部門で相談に応じています。 ※知的障がい者担当の職業相談員が配置され、相談に応じています。
障がい者110番 愛知県身体障害者福祉団体連合会 〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 愛知県白壁庁舎内	障がい者及びその家族の方が、日常生活で抱える各種相談に応じます。 ○ 相談窓口 月～金(祝日を除く) 9時～16時 TEL 052-228-6670 FAX 052-228-8506
あいち発達障害者支援センター 〒480-0392 春日井市神屋町 713-8 (愛知県医療療育総合センター内)	自閉症等発達障がいのある方及びその家族の方からの相談に対し、総合的な支援を行います。 ○電話・メール相談 月～金(祝日を除く) 10時～12時、13時～16時 TEL 0568-88-0849 E-mail asca@pref.aichi.lg.jp ○来所相談(予約制) 月・木(祝日を除く) 9時～12時、13時～17時 TEL 0568-88-0811 FAX 0568-88-0964
高次脳機能障がい支援普及事業 〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2 なごや高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障がいのある方及びその家族の方からの相談に応じます。 ○各種相談 月～金 9時～12時 13時～17時 TEL 052-835-3814 FAX 052-835-3724

障がい者就業・生活支援センター 西三河障害者就業・生活支援センター 「輪輪(りんりん)」 〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4-1 TEL・FAX 0564-27-8511	職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障がい者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点となります。
---	--

特別支援学校

- 県立岡崎盲学校 〒444-0875 住所:岡崎市竜美西 1-11-5
TEL:0564-51-1270 FAX:0564-55-9431
- 県立岡崎聾学校 〒444-2111 住所:岡崎市西阿知和町字御用田 1-23
TEL:0564-45-2830 FAX:0564-45-6248
- 愛知教育大学附属 〒444-0072 住所:岡崎市六供町八貫 15
特別支援学校 TEL:0564-21-7300 FAX:0564-22-8723
- 県立みあい特別支援学校 〒444-0802 住所:岡崎市美合町字並松 1-51
TEL:0564-57-0013 FAX:0564-53-0034
- 県立岡崎特別支援学校 〒444-0802 住所:岡崎市美合町字並松 1-90
TEL:0564-72-5600 FAX:0564-52-8071

手帳制度

1 身体障がい者手帳とは

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳です。

手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は重度のかたから順に1級から6級までに区分されています。そのおおまかな障がい内容については、「3 身体障がい者障がい程度等級表一覧」(水色)をご覧ください。

(1) 交付の手続き

身体障がい者手帳の交付を受けるためには、以下の書類が必要になります。

○ 新規申請、障がいの等級変更、再認定の申請の場合

- ① 身体障がい者手帳交付(再交付)申請書 (市役所にあります。)
 - ② 指定医師の書いた指定の診断書(指定医師に関してはお問合せください。)
 - ③ 写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)
 - ④ マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)
- ※ 窓口に来られるかたがご本人以外の場合は身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。
- ※ 診断書をもとに審査するため、手帳交付までに3～4週間程かかります。

○ 紛失・破損の場合 ※ 即日発行です。

- ① 身体障がい者手帳再交付申請書 (市役所にあります)
- ② 破損の場合は身体障がい者手帳
紛失の場合は本人確認できるもの(免許証、保険証等)
- ③ 写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)
- ④ マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)

(2) 届出・返還義務

転入・転居した時や、姓名等の変更が生じたときは、届出が必要です。

手帳所持者が死亡した時、障がいの軽減により該当しなくなった時、2冊手帳を持っている時は、手帳返還の届出が必要です。

問合せ先

障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

2 療育手帳とは

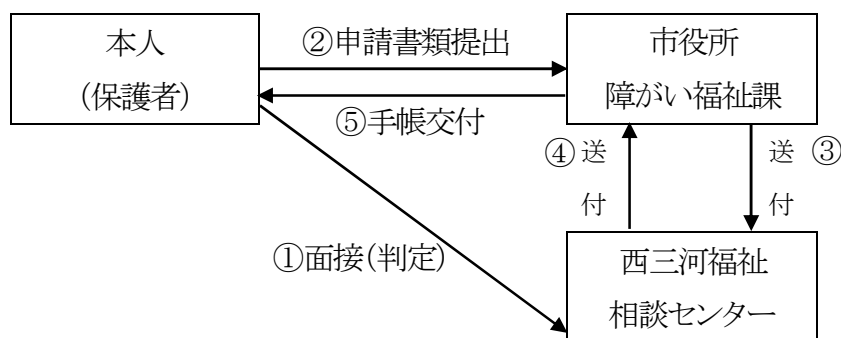
療育手帳は、知的障がいのある方に交付される手帳です。

手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は、重度(A)・中度(B)・軽度(C)に区分されています。

(1) 交付手続きの流れ

申請の手順 ※以下の手続きをするため、手帳交付までに約1か月の期間を要します。



療育手帳を取得するためには以下の書類が必要になります。

○ 18歳未満の方

- ① 手帳交付(再交付)申請書
- ② 写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)

○ 18歳以上の方

※必要書類等については担当よりお伝えします。

新規申請の場合は事前にご相談ください。

また、療育手帳の取得に際して、判定を受けるため、面接の予約が必要です。

○ 予約場所

愛知県西三河福祉相談センター

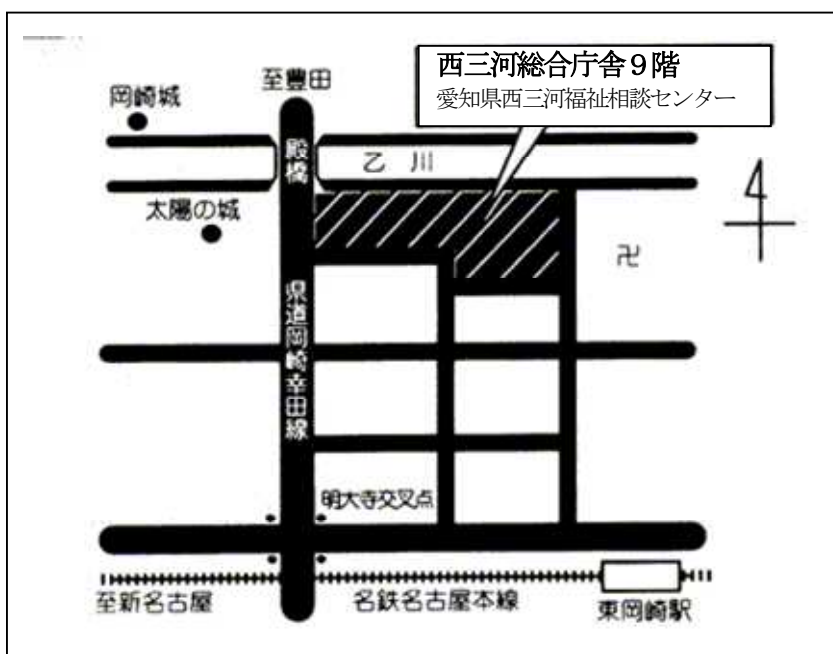
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階

TEL 児童(18歳未満) 0564-27-2779

者(18歳以上) 0564-27-2889

FAX 児童(18歳未満) 0564-22-2902

者(18歳以上) 0564-27-2816



(2) 再判定

手帳は更新の必要があります。更新手続きを行う際には障がいの程度を確認するため、再判定が必要となります。

(3) 再交付

手帳の破損・紛失が生じたときは届出により、再交付できます。市役所障がい福祉課に届出をして下さい。

(4) 届出・返還義務

転入・転居した時や、姓名等の変更が生じたときは、届出が必要です。

手帳所持者が死亡した時、手帳の要件に該当しなくなった時などの場合には、手帳返還の届出が必要です。



障がい福祉課障がい係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

3 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、日常生活や社会生活に障がいのある精神疾患のかたを対象にした「精神保健福祉法」に定められた手帳です。

愛知県精神保健福祉センターで専門医師からなる検討委員会で判定をして認められた場合に交付します。

手帳を取得することにより、各種の福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は1級から3級までに区分されています。

※初診日から6か月以上経過しているかたが対象です。

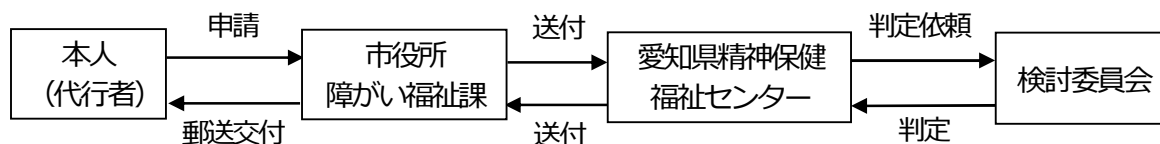
(1) 交付の手続き

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるためには、以下の書類が必要になります。

○ 新規申請、障がいの等級変更、更新の申請の場合

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（市役所にあります）
- ② 精神障害者保健福祉手帳(更新、等級変更申請のかたのみ)
- ③ 写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)※希望されるかたのみ
- ④ マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)
- ⑤ 来所される方の身元確認書類(公的機関が発行した写真付きのもの1点または写真のないもの2点)
 - ⑤ (1)・(2)のいずれか
 - (1) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
※作成から3か月以内のもの
 - (2) 精神障がいを事由とした障害年金証書(特別障害者給付金も可)
- ⑦ 本人名義の預金通帳(新規で65歳未満のかたのみ)
- ⑧ 健康保険証(保険証の発行がない方は「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」もしくはマイナポータルにアクセスして「医療保険者の資格情報の画面を印字したもの」をお持ちください)

※ 申請から手帳交付までに約3か月程期間を要します。



○ 紛失・破損の場合

- ① 精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（市役所にあります）
- ② 破損の場合は精神障害者保健福祉手帳
- ③ 写真(1枚) 縦4cm×横3cm(1年以内に撮影し、背景無地のもの)
※希望されるかたのみ
- ④ マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード、又は通知カード等)
- ⑤ 来所される方の身元確認書類(公的機関が発行した写真付きのもの1点
または写真のないもの2点)

(2)届出・返還義務

転入・転居した時や、姓名等の変更が生じたときは、届出が必要です。

手帳所持者が死亡した時、障がいの軽減により該当しなくなった時は手帳返還の届出が必要です。



障がい福祉課障がい2係（TEL 0564・23-7674 FAX 0564-25-7650）

3 身体障がい者障がい程度等級表一覧

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障がい	肢体不自由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい								
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい	
								上肢機能	移動機能								
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障がい	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障がい		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2. 一下肢の機能の軽度の障がい 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級以上の級とする。但し、二つの重複する障がいがある場合に特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいといい、おや指については、対向運動障がいを含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋高より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																

（注）太線内は、身体障がい者旅客運賃割引規則の第1種身体障がい者、太線外は第2種身体障がい者を示します。（ただし、「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい」にあたっては、上肢機能については両上肢に運動機能障がいがある場合のみ、移動機能障がいについても両下肢に運動機能障がいがある場合のみ第1種身体障がい者となります。）

手 当

1 障がい者福祉関係手当

市内に住所があり、つぎの要件に該当される方は、それぞれの手当が支給されます。

申請には、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持参してください。

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
岡崎市心身障がい者福祉扶助料	身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者に支給します。(施設に措置入所されている方には支給できません。) <u>所得制限があります(本人が市民税課税の場合不支給)。また、65 歳以上の新規手帳所持者となる方は対象外となります。</u>	重度障がい者4,000 円 中度障がい者3,500 円 軽度障がい者2,000 円	4 月・8 月・12 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込 (申請された翌月分から支給)	・本人名義の預金通帳 ・マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード又は通知カード等) ・その他関係書類等
愛知県在宅重度障がい者手当	重複重度障がい者: 身体障がい者手帳 1 級または 2 級で療育手帳 IQ35 以下の方に支給。 重度障がい者: 身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 IQ35 以下、身体障がい者手帳 3 級と療育手帳 IQ50 以下の合併障がい者に支給。 また、特別障がい者手当、障がい児福祉手当受給及び入院(3 か月以上)、施設入所の方は除かれ、 <u>所得制限があります</u> 。なお、重度障がい者については <u>65 歳以上の新規手帳所持者となる方は支給対象外となります。</u>	重複重度障がい者 15,500 円 重度障がい者 6,750 円	市の手当は 10 日 県の手当は 25 日	

※振込は通帳記入をして確認してください。

※岡崎市心身障がい者福祉扶助料

重度障がい者 (身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級)

中度障がい者 (身体障がい者手帳 3 級、療育手帳 B 判定、精神障害者保健福祉手帳 2 級)

軽度障がい者 (身体障がい者手帳 4 級～6 級、療育手帳 C 判定、精神障害者保健福祉手帳 3 級)

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
特別障がい者手当 (愛知県特別障がい者手当)	20 歳以上の方で、身体又は精神に著しく重度の障がいを有するため日常生活において常時特別な介護が必要な方に支給し、入院(3 か月以上)及び施設入所の方は除かれ、所得制限があります。 ※特別障がい者手当を支給されると、在宅重度障がい者手当は支給されません。	重複重度障がい者 36,440 円 重度障がい者 30,640 円 その他の重度障がい者 29,590 円	5 月・8 月・11 月・2 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込 各月の 10 日	・本人名義の預金通帳 ・診断書 ・受給年金関係書類 ・マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード又は通知カード等) ・その他関係書類等
障がい児福祉手当 (愛知県障がい児福祉手当)	20 歳未満の方で、身体障がい者手帳 1 級又は 2 級の一部、療育手帳 A 判定の一部(IQ20 以下)並びに同程度の重度障がい児(診断書添付)に支給し、施設入所の方は除かれ、所得制限があります。 ※障がい児福祉手当を支給されると、在宅重度障がい者手当は支給されません。	重複重度障がい児 23,000 円 重度障がい児 17,250 円 その他の重度障がい児 16,100 円		・本人名義の預金通帳 ・診断書 ・マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード又は通知カード等) ・その他関係書類等
特別児童扶養手当	心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給し、所得制限があります(施設入所や公的年金受給の児童は除かれます)。	重度障がい児 56,800 円 中度障がい児 37,830 円	4 月・8 月・11 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込(11 月のみ当月分まで) 各月の 11 日	・預金通帳(ゆうちょ銀行可) ・戸籍謄本 ・身体障がい者手帳、療育手帳 ・診断書(手帳で省略できる場合あり) ・マイナンバーの確認できるもの(マイナンバーカード又は通知カード等) ・その他関係書類等

※振込は通帳記入をして確認してください。



障がい福祉課障がい係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

2 児童福祉関係手当

つぎの要件に該当されるかたは、それぞれの手当が支給されます。

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
児童手当	18 歳の年度末(高校卒業相当)までの国内に居住する児童を養育しているかた	児童 1 人につき 3 歳未満 (第 1 子・第 2 子) 15,000 円 3 歳～18 歳年度末まで (第 1 子・第 2 子) 10,000 円 0 歳～18 歳年度末まで (第 3 子以降) 30,000 円	2 月・4 月・6 月・8 月 ・10 月・12 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込 (各月の 10 日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・申請者の健康保険証等(共済組合加入者のみ) ・申請者及び配偶者のマイナンバーのわかるものと身元確認書類 ・その他関係書類等
岡崎市遺児手当	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母の重度障がい者を含む)18 歳以下(到達年度末まで)の児童を養育している方に支給し、所得制限があります(施設入所児童は除かれます)。	遺児 1 人につき 2,500 円	奇数月に前月分までを受給者の口座に振込 (各月の 10 日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・戸籍謄本 ・その他必要書類は担当窓口で案内します。
愛知県遺児手当		遺児 1 人につき 支給開始～3 年目 4,350 円 4 年目～5 年目 2,175 円	奇数月に前月分までを受給者の口座に振込 (各月の 25 日)	
児童扶養手当	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)18 歳以下(到達年度末まで)または心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給し、所得制限があります(施設入所児童は除かれます)。	児童 1 人の場合 46,690 円 (一部停止) 46,680 ～ 11,010 円 加算 2 人目以降 11,030 円 (一部停止) 11,020 ～ 5,520 円	各月の前月分までを受給者の口座に振込 (各月の 11 日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・戸籍謄本 ・その他必要書類は担当窓口で案内します。

※ 振込は通帳記入をして確認してください。



子育て支援室
児童手当 (TEL 0564-23-6628)
遺児・児童扶養手当 (TEL 0564-23-6150) (FAX 0564-23-7279)

年金

1 障害年金

公的年金制度に加入している期間に発症・発生した傷病により一定以上程度の障がいになった場合、保険料の納付要件を満たしていれば、年金や一時金が支給されます。

名称	内容・支給要件	年金額
障害基礎年金	初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)において、国民年金の被保険者であること、または 60 歳以上 65 歳未満の人で日本国内に住んでいる間に初診日があること。障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること(65 歳到達前に限られます)。 ※等級は障がい者手帳と異なります。 (身体障がい者手帳1～4級までの障がいのある方は、該当する場合があります。) ○障害認定日とは、原則として病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または1年6か月以内に症状が固定した日。 ○保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が初診日の属する月の前々月までに加入期間の3分の2以上あるか、または初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。 ○20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障がいの状態にあつて	1級 1, 039, 625 円＋子の加算額 2級 831, 700 円＋子の加算額 (令和 7 年度)

	20歳に達したとき、または20歳に達した後、に障がいの状態となったとき。 ※ この場合には所得制限があります。	
障害厚生年金	厚生年金の被保険者が病気やケガにより一定の障がいの状態になったときに、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給されます。障害基礎年金の支給要件を満たしていることが条件です。 (病気やケガで初めて医師の診療を受けた日に厚生年金の被保険者であった場合も含みます。) ※詳細は岡崎年金事務所でおたずね下さい。	1級 報酬比例部分×1.25 +配偶者加給年金額 2級 報酬比例部分×1.00 +配偶者加給年金額 3級 報酬比例部分×1.00 (最低623,800円)令和7年4月現在 ※3級は、障害基礎年金は支給されません。
特別障害給付金	対象者は、 (1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障がいに該当する方。 (ただし、他の年金受給により併給調整があります。)※所得制限あり	1級 月額 56,850円 2級 月額 45,480円 (令和7年度)



・国民年金加入者または20歳前から障がいのある方

国保年金課(TEL 0564-23-6171 FAX 0564-27-1160)

・厚生年金加入者の方

・初診日が会社在职中や第3号被保険者(サラリーマンの配偶者等)の方

岡崎年金事務所(TEL 0564-23-2637 FAX 0564-23-4511)

岡崎市朝日町3-9

※ 初診日に共済年金に加入していた方は各共済組合へお問合せください。

2 愛知県心身障がい者扶養共済

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給する共済制度です。これにより、障がい者の生活の安定と、将来に対して抱く保護者の不安の軽減を図ります。

(1) 加入できる方

ア 身体障がい1～3級、知的障がい、または同程度の精神障がいのある方を扶養している保護者

イ 保護者の年齢が65歳未満の健康な方

ウ 愛知県内(名古屋市を除く)に居住している方

(2) 加入口数、掛金、年金額等

ア 加入口数は2口まで

イ 掛金の金額	35歳未満	月額	9,300円	40歳未満	月額	11,400円
(1口当たり)	45歳未満	月額	14,300円	50歳未満	月額	17,300円
	55歳未満	月額	18,800円	60歳未満	月額	20,700円
	65歳未満	月額	23,300円			

ウ 掛金の免除

65歳に達しかつ20年以上掛金を払った場合

エ 年金額について(月額)

1口加入者 20,000円 2口加入者 40,000円

オ 障がい者が途中で死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支払われます。

弔慰金の金額	1年以上5年未満	50,000円
	5年以上20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

カ 加入者が脱退する場合は、加入期間に応じて脱退一時金が支払われます。

脱退一時金の金額	5年以上10年未満	75,000円
	10年以上20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

キ 掛金全額が所得控除の対象となります。

(3) 加入手続きについて

保護者の方が現在お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



障がい福祉課障がい係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

医 療

1 自立支援医療

更生医療の給付

身体障がい者(18 歳以上)が、自立と社会経済活動への参加の促進を図り、身体の機能の回復を図るために必要となる医療(医療に要する費用)の給付を行います。

※自己負担については、原則として医療費の1割負担です。ただし、同一の医療保険に加入している家族の所得に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています(詳細は P72 を参照)。

給付条件

- ・ 身体障がい者手帳を有していること(18 歳以上)
- ・ 当該医療が身体障がい者手帳に記された障がいに対するものであること。
- ・ 指定自立支援医療機関(更生医療)で行われること。
- ・ 保険対象の医療であること。

対象となる医療の例

障がいの部位	種類
じん臓	人工透析療法、腎移植術、免疫抑制療法
心臓	人工弁置換手術、ペースメーカー埋込手術、A-C バイパス手術等
肢体不自由	人工関節置換術、義肢装着手術
肝臓	肝臓移植術、免疫抑制療法
その他の部位	網膜剥離手術(視覚)、角膜移植術(視覚)、中心静脈栄養法(小腸)等

問合せ先

障がい福祉課障がい1係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

育成医療の給付

身体に障がいを残すおそれのある 18 歳未満の方で、確実な治療効果が期待できる場合、医師の意見書・世帯の所得等を基に審査し、医療費の一部を公費負担します。

必要に応じて、補装具費が支給されます。

※自己負担については、原則として医療費の1割負担です。ただし、同一の医療保険に加入している家族の所得に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています。

問合せ先

障がい福祉課障がい2係(TEL 0564-23-6180 FAX 0564-25-7650)

精神通院医療の給付

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方に対し、その通院医療の一部を負担します。県で認定された方が対象です。



障がい福祉課障がい2係(TEL 0564-23-6180 FAX 0564-25-7650)

2 心身障がい者医療 母子家庭等医療 後期高齢者福祉医療費助成制度

心身障がい者の医療費助成

保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

申請により「障がい者医療費受給者証」を交付します。愛知県内の医療機関に受診するとき、受給者証を提示すれば、窓口で自己負担をせずに医療を受けることができます。ただし、保険のきかない費用(診断書料、個室料等)、入院時食事代については自己負担となります。

○ 申請していただく方

岡崎市にお住まいで、次の(1)から(6)のいずれかに該当する方

- (1) 身体障がい者手帳1～3級の方
- (2) 身体障がい者手帳4級でじん臓機能障がいの方
- (3) 身体障がい者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- (4) 療育手帳AまたはB判定(IQ50 以下)の方
- (5) 自閉症状群(高機能自閉症及びアスペルガー症候群を含む)と診断された方
- (6) 精神障害者保健福祉手帳1～3級で自立支援医療(精神通院)の認定を受けている方(長期入院中などの事情により認定を受けることができない方は除く)

※3級の方は障がい厚生年金3級 13 号と同程度以上の障がいであると認められる方
ただし、次に該当するかたは申請できません。

- ① 健康保険等に加入していない方
- ② 生活保護の適用を受けている方
- ③ 後期高齢者医療保険の対象になる一定の障がいに該当する65歳以上の方

○ 申請に必要なもの

- ・ 加入医療保険の情報が確認できるもの(資格確認書等)
- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳(自閉症状群のかたは医師の診断書原本)、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院)のいずれか

- ・ 受給者(未成年の場合は保護者)のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ・ 届出者の本人確認書類

○ 高額療養費との調整

1ヶ月にかかった医療費が一定の額を超えた場合、その超えた額が「高額療養費」として、後で加入する健康保険から支給されます。受給者証を提示して受診した場合、医療費の一部負担金は岡崎市が負担しておりますので、高額療養費は市が直接健康保険に請求させていただきます。その際、被保険者の委任状等が必要となりますので、対象となる方には別途お知らせします。

また、被保険者の方が健康保険から直接、高額療養費の支給を受けた場合は、後日岡崎市へ返還していただくことになります。(詳細はお問合せください。)

○ 医療費の払い戻しについて (医療助成室窓口の他、各支所でも可)

- (1) 受給者証をお持ちの方が、愛知県外で受診したとき
- (2) やむを得ない事情で受給者証を提示しないで受診したとき
持参するもの

- ① 領収書(受診者氏名、領収金額、診療月、保険診療点数、医療機関名の記載等のあるもの)
- ② 障がい者医療費受給者証
- ③ 加入医療保険の情報が確認できるもの(資格確認書等)
- ④ 受給者の預金通帳
- ⑤ 受給者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード
- ⑥ 届出者の本人確認書類

※ 受給者が未成年の場合は保護者の預金通帳、マイナンバーカード等が必要です。

※ 高額療養費及び付加給付金に該当する方は、健康保険からの支給決定通知書が必要となります。(詳細は加入する健康保険にお問合せください。)

※ 治療用装具を購入した場合は、領収書のほか、医師の証明書、健康保険の支給決定通知書が必要となります。

○ その他

- ・ 「特定疾患医療給付事業受給者証」をお持ちの場合、「障がい者医療費受給者証」と一緒に使用することはできませんので注意してください。「特定医療費受給者証(指定難病)」をお持ちの場合は、併用ができます。
- ・ 交通事故で受給者証を使用する場合は必ず届出をしてください。

母子家庭等の医療費助成

配偶者のいない方(配偶者が一定の障がいの場合を含む)で18歳以下(到達年度末まで)の児童を扶養している方及びその児童または父母のない児童が対象となります。保険診療による医療費の自己負担分を助成します。※所得制限があります。

後期高齢者の医療費助成

後期高齢者医療保険の被保険者で、障がい者医療または母子家庭等医療の受給資格に該当する方が対象となります。保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

※母子家庭等に該当する方は所得制限があります。



医療助成室福祉医療係(TEL 0564-23-6148 FAX 0564-27-1160)

3 小児慢性特定疾病の医療給付

対象となる疾病の治療をしている18歳未満の方に対し、医師の意見書等を基に審査し、医療費の一部を公費負担します。



岡崎市保健所健康増進課成人・難病支援係(TEL 0564-23-6069 FAX 0564-23-5071)

4 特定医療費の支給認定

対象となる疾病(指定難病)に対する医療費の一部を公費で負担する制度です。病状の程度が厚生労働大臣が定める認定基準を満たすか、支給認定申請を行った月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある方で県で認定された方が対象です。



障がい福祉課障がい2係(TEL 0564-23-6180 FAX 0564-25-7650)

5 歯科健診・診療

障がい者歯科無料健診

在宅の身体障がい者及び知的障がい者を対象に、歯科健診を行います。

(※お一人様年2回まで)

(毎週木曜日 14:00～16:00) 予約制



岡崎歯科総合センター内(岡崎市中町4-6-2) 岡崎げんき館北
月～金:9時～12時、13時～16時(TEL 0564-21-0501 FAX 0564-25-0741)

障がい者歯科診療

歯科医院で治療が困難な方の診療を行います。(毎週木曜日 14:00～16:00) 予約制

※お近くの歯科診療所でも障がい者の診察が可能な時もあります。各診療所に直接お問合せください。



岡崎歯科総合センター内(岡崎市中町4-6-2)

月～金:9時～12時、13時～16時(TEL 0564-21-0501 FAX 0564-25-0741)

愛知県三河青い鳥医療療育センター(岡崎市高隆寺町9-3)

(TEL 0564-64-7980 FAX 0564-64-7983)

6 障がい者無料健康診査

在宅の身体障がい者(常時車いすを使用している方)、及び知的障がい者(学校等での集団健診が困難な方)を対象に、地域の医療機関において健康診査を受けることが困難な方の健康診査を行います。年一回(10月または11月)の実施です。



障がい福祉課障がい係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

7 産科医療補償制度

重度の脳性まひの児童と家族を支援する制度です。申請期間は満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までで、補償の対象と認定されると補償金が支払われます。詳細については、出産した分娩機関または下記お問合せ先までご相談ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター (TEL 0120-330-637)

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝・年末年始除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

在宅福祉

1 補装具費の支給

身体の障がいを補うために補装具を必要とする方に補装具費の支給をします。

※ 介護保険該当者(65歳以上、40歳以上の特定疾病該当者)は介護保険での貸与、支給該当になっているものに関しては介護保険で受給していただきます。

※ 難病等の方も対象となります。(事前に障がい福祉課へご相談ください。)

対象障がい部位・品目(は介護保険が優先)

障がい部位	品目
視覚	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴覚	補聴器、人工内耳音声信号処理装置の修理(人工内耳装用者)
肢体不自由	歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖) 、 電動車いす 、 車いす 、 歩行器 、義手、義足、装具、姿勢保持装置
肢体不自由(児童のみ)	起立保持具、排便補助具、頭部保持具、座位保持いす
内部障がい	車いす 、 電動車いす
両上下肢機能障がい かつ音声言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置

手続き

手続きはすべて「見積書」添付の事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。また、必要書類は種目・等級によって異なります。申請には医師の意見書が必要な場合があります。手続き前に一度ご相談ください。

自己負担額等

原則、補装具費の1割が自己負担額です。ただし、1か月の上限額が設定されています。(上限額以上の自己負担はかかりません。)

補装具費とは厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額です。それぞれの補装具に基準額が設けられています。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

耐用年数も設けられています。その期間中は原則として修理で対応していただきます。



問合せ先

障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

2 軽・中等度難聴(児、高齢者)補聴器購入費等助成

身体障がい者手帳の交付の対象とならない、18 歳以下の軽・中等度難聴児に対して、言語の取得、学力の向上の支援のため、または 65 歳以上の軽・中等度難聴の高齢者に対して日常生活における自立を支援するため、補聴器の購入費の助成をします。



問合せ先

(18 歳以下)

障がい福祉課障がい 1 係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

(65 歳以上)

長寿課地域支援係

(TEL 0564-23-6147 FAX 0564-23-6520)

3 日常生活用具費の支給

在宅の重度の障がい児・者が自力での日常生活を送ることができるよう日常生活用具費が支給されます。(事前に障がい福祉課へご相談ください。)

※介護保険制度(65 歳以上、40 歳以上の特定疾病該当者)での貸与・支給のほか、健康保険制度による給付が受けられる場合は、他の制度で受給していただきます。

※日常生活用具費の自己負担額は、所得に応じた負担割合で計算されます。

※日常生活用具費とは、岡崎市で定めた基準額により算定した額です。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

※ 難病等のかたも一部の品目について対象となります。

対象障がい部位・品目(は介護保険優先)

種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり 18 歳以上の者	154,000 円	8年
	特殊マット	療育手帳A判定(IQ35以下)又は下肢障がい1 級又は体幹機能障がい2級以上	45,000 円	3年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級 (常時介護を要する者に限る)	67,000 円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、入浴に介護を要する者	82,400 円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者	15,000 円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上	257,500 円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり 18 歳未満の者	33,100 円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上であり 18 歳未満の者	159,200 円	8年

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	20,000 円	8年
	T 字状・棒状のつえ	下肢、体幹又は平衡若しくは移動機能障がい	手に持って歩行の助けとする細い棒。片側の使用のみで歩行を十分行なうことができる者が使用。	3,000 円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8年
	頭部保護帽	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳 1 級又は体幹、下肢機能障がいの者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	29,400 円	3年
	特殊便器	療育手帳 A 判定(IQ35 以下)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢機能障がい2級以上の者 (ただし、紙おむつ給付対象者を除く)	温水温風を出し得るもので障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	50,000 円	8年
	自動消火器	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳 1 級又は身体障がい者手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	28,700 円	8年
	電磁調理器	療育手帳A判定(IQ35以下)又は精神障害者保健福祉手帳1 級及び視覚障がい2級以上・呼吸器機能障がい1 級	知的障がい者、精神障がい者及び視覚・呼吸器機能障がい者が容易に使用し得るもの。	41,000 円	6年
	電子式歩行補助具	視覚障がい2級以上 (就学前児童を除く)	超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具で、視覚障がい者の歩行補助具として実用性があり容易に使用し得るもの。	79,000 円	5年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	7,000 円	10 年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい3級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400 円	10 年
	ハーネス	身体障がい者補助大法第2条に規定する盲導犬・介助犬・聴導犬を使用している者で、市長が認めた者	視覚・聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの。	25,000 円	3年

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上(3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は体幹機能障がい1級若しくは喉頭摘出が身体障がい者手帳で確認できる者 同程度の身体障がい者で吸入を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用し得るもの。	36,000円 (両用器63,000円)	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は体幹機能障がい1級若しくは喉頭摘出が身体障がい者手帳で確認できる者 同程度の身体障がい者でたん吸引を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用し得るもの。	56,400円 (両用器63,000円)	5年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がい者有し、医療保険における在宅酸素療法を行なう者	障がい者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	16,000円	5年
	聴覚障がい者用体温計	聴覚障がい3級以上の者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5,000円 (1世帯1個)	5年
	動脈血酸素飽和度測定装置(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい3級以上 同程度の身体障がい者で呼吸管理を要する者(意見書)	障がい者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの (呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められる者)	55,000円	6年
	発電機	体幹機能障がい1級、呼吸器機能障がい3級以上、又は音声言語機能障がい者で喉頭摘出者のうち、人工呼吸器、たん吸引器、又はネブライザーを使用している者	医療機器の性能を低下させないもの (例:インバーター式)	98,000円	10年 ※1
	ポータブル電源(蓄電池)		AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。	80,000円	5年 ※2
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由障がい者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。(肢体不自由障がい者は意見書が必要)	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーション	200,000円	4年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	380,000円	6年
	点字器	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10,400円	5年

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障がい2級以上で、原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	100,000 円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 または、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	①録音再生機 85,000 円 ②再生専用機 35,000 円	4年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	99,800 円	6年
	視覚障がい者用読書器(暗所視支援眼鏡を含む)	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(暗所視支援眼鏡の場合は医師の診断書又はそれに準じるものを以て、夜盲、視野狭窄等の症状が確認でき、効果が認められる者に限る)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮影した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力できるもの。	198,000 円	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	14,000 円	7年
	聴覚障がい者用時計	聴覚障がい3級以上	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	14,000 円	10 年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいがあり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(就学前児童を除く)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの。	FAX など 30,000 円 (1 世帯1 台)	5年
		コミュニケーションに音声以外の手段しかない方(聴覚障がいは原則2 級(児童の場合で特別支援学校の教育などから真に必要と認める場合は3 級でも可)、音声・言語は3 級、その他の障がいは不可)	据え置き電話の機能を有し、音声の代わりに手話等で会話が可能な機器であり、聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	テレビ電話 71,000 円 (1世帯1個)	
			インターネットのテレビ電話を実現するための装置等で、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	Web カメラなど 9,300 円	
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者が容易に使用し得るものでアイドラゴンと同等なもの。(ただし、テレビ本体は不可)	88,900 円	6年
	人工喉頭	疾病により喉頭摘出等で気管切開した者で、音声機能の喪失により身体障がい者手帳の交付を受けている者	笛式又は電気式であり、障がい者が容易に使用し得るもの。	笛式5,000 円 (気管カニューレ付 3,100 円増) 電気式70,100 円	4年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書。		

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	大活字図書	大活字により文字等を読むことが可能になる視覚障がい者	大活字により作成された図書。	60,000 円／年	
	電話音量増幅器	聴覚障がい者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	8,400 円	5年
	人工内耳体外器	人工内耳を使用している聴覚障がい者	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの(医療保険が適用されない場合に限る)。	200,000 円	5年 1年以上居住(体外装置が装用後5年経過しているもの)
	人工内耳用電池	人工内耳を使用している聴覚障がい者	空気電池、乾電池、充電電池または充電器の購入費用	36,000 円／年	充電器は3年 1年以上居住
	視覚障がい者用 テープレコーダー ・CDラジカセ	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	23,000 円	5年
	音声IC タグ レコーダー	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	60,000 円	6年
	IC レコーダー	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	デジタイ機能 有 79,800 円 無 37,800 円	10 年
	音声色彩判別装置	視野障がいを除く視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	47,000 円	10 年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設したぼうこう機能障がい者又は直腸機能障がい者	ストーマを造設した者が便、尿を処理するもの	ストーマ用品 消化器系 19,600 円/2ヶ月 尿路系 23,000 円/2ヶ月	見積書 2ヶ月分 で一枚 ※3
	紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する者 ・ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者 ・二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい又は体幹機能障がい2級以上で、かつ意思表示困難な者(介護保険の給付を受けられる者は除く) (新規申請時は意見書が必要) 具体的には次の点をすべて満たしている必要がある。 ア 身体障がいの原因疾病が脳性麻痺、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸等である。 イ 言語に限らず、あらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示が出来ない者で、以下の要件をすべて満たしている。 (ア) 自力でトイレに行けない。 (イ) 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることが出来ない。 (ウ) 介助による定時排泄が出来ない。	紙おむつ 脱脂綿 サラン ガーゼ	24,800 円/2ヶ月 ※3	6ヶ月

種目		障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
排泄管理支援 用具	収尿器	下肢又は体幹機能障がい、排尿機能障がい(特に失禁)のある者	からだに固定して尿を蓄めておくもの	8,500 円	1年
		排尿機能障がいがあり、ストマを造設していない者	粘着剤等で装着し、毎日交換が必要なもの(新規申請は意見書が必要)	18,000 円/2 ヶ月	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)又は視覚障がいのうち、いずれかの障がいの程度が3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、給付種目「特殊便器」の給付要件を併せ持つ者)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000 円	1回限り (ただし障がいの程度の変更、転居をしたときはこの限りではない。)

※1 ただし、ポータブル電源(蓄電池)との併給はできない。なお、R5年3月以前に発電機の給付を受けた場合は、例外としてポータブル電源(蓄電池)の給付を認めるものとする。

※2 ただし、発電機との併給はできない。なお、R5年3月以前に発電機の給付を受けた場合は、例外としてポータブル電源(蓄電池)の給付を認めるものとする。

※3 ストーマ装具、紙おむつの申請は、当月分が含まれる場合、申請可能期間は前月1日～その月の20日までとする。

手続き

支給には上記のほかにも条件がありますので、手続き前に一度ご相談ください。手続きはすべて事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。手続きには以下のものが必要です。

- ・ 見積書 ・ 商品のカタログ
- ・ 身体障がい者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳

※ 居宅生活動作補助用具の申請には、改修前後の図面、写真が必要です。その他の品目でも、医師の意見書が必要な場合があります。



障がい福祉課障がい1係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療給付受給中の方に対し、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。(障がい者総合支援法などの対象者は除く)

※ 所得に応じて一部自己負担となります。



保健所健康増進課成人・難病支援係(TEL 0564-23-6069

FAX 0564-23-5071)

5 在宅重度障がい者等訪問入浴サービス

介護保険で給付を受けることができない身体障がい者手帳所持者(7 歳以上)で、下肢又は体幹機能障がいの1級・2級を有し、入浴サービスが必要な方が対象です。

利用回数は一月8回以内で、利用者負担は所得に応じた負担割合で計算されます。

※難病等の方も対象となります。(事前に障がい福祉課へご相談ください。)



障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

6 災害時家具転倒防止金具取付事業

市内在住(入院、入所を除く)の重度障がい者や高齢者の世帯に、家具転倒防止金具の取付を行っています。

- 対象者**
- (1) 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - (2) 要介護3～5の認定を受けている方
 - (3) 65 歳以上で生活保護を受けている方
 - (4) 身体障がい者手帳1・2級の方、療育手帳 A 判定の方
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

工事内容 シルバー人材センター登録会員が直接訪問し、取付可能か調査をした上で、転倒防止用金具を取り付けます。一世帯につき5家具まで、取付は原則1世帯あたり1回です。(市内転居された方は再申請可能です。)

申込方法 対象者のうち、(1)～(3)に該当する方は長寿課、(4)、(5)に該当する方は障がい福祉課へお申込みください。その際、(4)、(5)に該当する方は、証明できるものをご提示ください。また、借家等家屋の所有者が異なる場合は、所有者の同意書が必要になります。

問合せ先

(3) (4) 申請先:障がい福祉課障がい1係 (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

(5) 申請先:障がい福祉課障がい2係 (TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650)

制度について:長寿課地域支援係 (TEL 0564-23-6147 FAX 0564-23-6520)

7 災害時避難行動要支援者支援制度

大規模災害時に一人では逃げられない人(災害時避難行動要支援者)が、自分の情報を地域で見守ってくれる人(地域支援者)に出しても良いという条件で市に登録申請をします。

市は、登録者の情報を整理して「登録者名簿」を作り、「地域支援者リーダー」である防災防犯協会長、地区の民生委員児童委員、学区福祉委員会委員長にお渡しします。

地域支援者の方々には、この名簿を使って、災害発生予想時に危険が迫っていることの連絡や避難行動要支援者と一緒に避難したり、これらの行動が迅速にできるよう日頃から見守り活動や地域福祉活動のために利用していただきます。

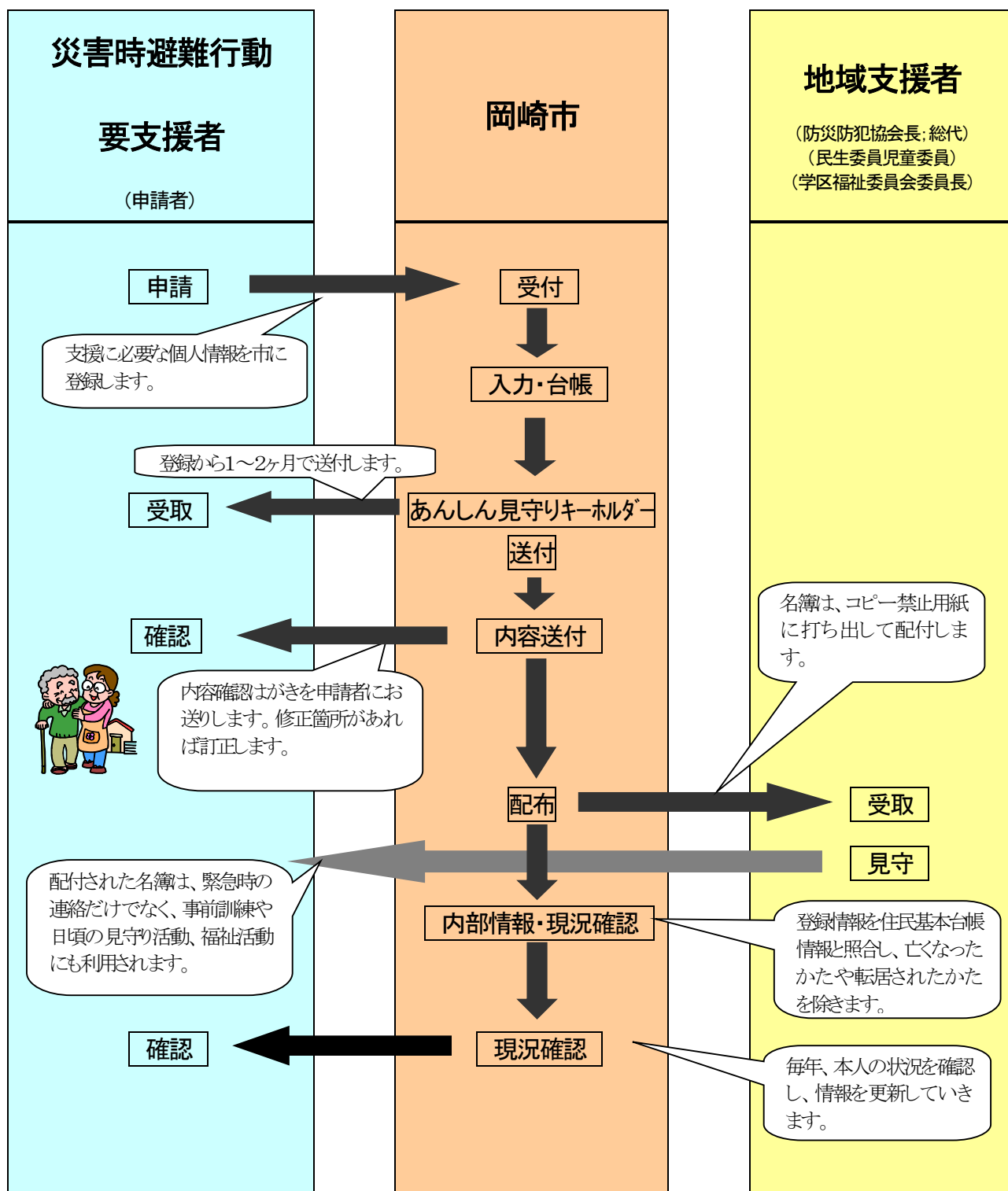
また、制度に登録された方に、番号のついた「**あんしん見守りキーホルダー**」をお渡しします。キーホルダーを普段から身につけていただくことで、避難行動要支援者が外出先で意識を失った場合や、知的障がいのため徘徊し保護された場合などの緊急時に、警察や消防本部が番号から本人確認および緊急連絡を迅速に行えるようになります。

登録の対象者及び問合せ先

登録には申請が必要です。申請など詳細は以下までお問合せください。

対象者	問合せ先
65歳以上のひとり暮らし高齢者の方	長寿課地域支援係 TEL 23-6147 FAX 23-6520
65歳以上の高齢者のみの世帯の方	長寿課地域支援係 TEL 23-6147 FAX 23-6520
介護保険要介護3以上の認定者で在宅の方	介護保険課審査係 TEL 23-6683 FAX 23-6520
第1種身体障がい者で在宅の方 第1種知的障がい者で在宅の方	障がい福祉課障がい1係 TEL 23-6113 FAX 25-7650
精神障がい者(児)で一定の支援が必要な方	障がい福祉課障がい2係 TEL 23-7674 FAX 25-7650
特定医療受給者(児)で一定の支援が必要な方	障がい福祉課障がい2係 TEL 23-6180 FAX 25-7650
小児慢性特定疾病児童等の方で一定の支援が必要な方	保健所健康増進課成人・難病支援係 TEL 23-6069 FAX 23-5071
戦傷病者手帳保持者の方	福祉政策課総務企画係 TEL 23-6851 FAX 73-1750
上記に準ずる方	福祉政策課総務企画係 TEL 23-6851 FAX 73-1750

災害時避難行動要支援者支援制度の流れ



8 見守りネットワーク事業事前登録制度

外出時に所在不明となった方をできるだけ早期に発見するために、障がいをお持ちの方の情報を事前に警察等と共有するとともに、所在不明となった場合は、対象者の情報をメール配信し、地域の支援を得て早期に発見できる体制を整備します。所在不明時には早急に警察への届出を行うとともにメール配信の依頼を行ってください。

対象者は岡崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当するかたです。

1 療育手帳等または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた

2 児童通所支援受給者証の交付を受けているかた

※「岡崎おかえりメール」では、所在不明のかたがいなくなった場所や服装、持ち物等の情報を配信します。早期発見のため、一人でも多くのかたに協力者としてメール配信の登録をお願いします。



登録方法は市ホームページをご覧ください。

問合せ先

申請先:障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

申請先:障がい福祉課障がい2係(TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650)

9 個人賠償責任保険事業

知的障がい、精神障がいなどにより所在不明となるおそれのある方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が加入することにより、日常生活における偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に被害者に支払う賠償金を保険により補償(補償額:最大1億円)します。

対象者は、「8 見守りネットワーク事業事前登録制度」に登録があり、同様の賠償責任保険に個人で加入していないかたです。また、定期的に対象者の現況確認を行います。

問合せ先

申請先:障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

申請先:障がい福祉課障がい2係(TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650)

10 Net119 緊急通報システム

「Net119 緊急通報システム」とは、聴覚・音声・言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯端末を利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。なるべく文字入力することなく、画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。

注意事項

- 1 本システムを利用するには、事前に「Net119 緊急通報システム利用規約」をお読みいただき、利用登録申請書兼承諾書を岡崎幸田消防指令センターに提出してください。未成年の方は、保護者の同意が必要です。申請書は岡崎市消防本部のホームページでダウンロードできます。また、障がい福祉課でも配布しています。
- 2 登録者は、岡崎市に住所のある方、または通勤、通学されている聴覚・音声・言語機能等の障がいにより、電話による音声での119番通報が困難な方が対象です。
- 3 登録は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。
- 4 通報を行うには、ご利用のスマートフォン等のGPS機能(位置情報)をONに設定する必要があります。
- 5 本システムを利用するには、岡崎市消防本部から送信する電子メールを受信できる必要があります。迷惑メール設定等でメールの受信を制限している場合は、あらかじめ「web119.info」ドメインからのメールを受信できるように設定変更しておいてください。



障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)
岡崎幸田消防指令センター(TEL 0564-21-9899 FAX 0564-26-0373)

11 メール119通報サービス

市内に住所を有する聴覚・音声・言語機能障がいのある身体障がい者で、音声による119番通報が困難な方に対して、携帯電話のメール機能を利用した緊急要請通報(119番通報)サービスです。

対象者 聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者で携帯電話を所持されている方

注意事項

- ・サービスを希望する場合は、事前に登録が必要です。
- ・緊急時(岡崎市内での火災・救急)に限り利用することができます。
- ・メール利用料については、利用者の負担となります。
- ・一般の電子メールサービスを使用しますので、届くのに時間がかかったり、届かない場合があります。
- ・このサービスは他の手段により緊急通報することができない場合の補助的な手段です。



障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)
岡崎幸田消防指令センター(TEL 0564-21-9899 FAX 0564-26-0373)

12 FAXによる緊急通報

FAXによる岡崎市消防本部への緊急通報は**局番なしの119番**で受付しています。

対象者 聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者



岡崎幸田消防指令センター(TEL 0564-21-9899 FAX 0564-26-0373)

聴覚や言語等に障がいのある方が犯罪被害にあわれたり、犯罪等を目撃した場合などは次の方法で通報するとパトロールカーや交番の警察官がリアルタイムに近い時間差で対応します。

Fax 110番 **FAX 0120-110-369** (フリーダイヤル)

Web 110番(携帯電話からのみ) <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>

※詳細は、愛知県警察ホームページを確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html>

13 110 番アプリシステム

聴覚に障がいのある方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用できます。

※詳細は、警視庁ホームページをご確認ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>

14 その他在宅に関すること

(1) 生活福祉資金の貸付

身体に障がいのある方や知的障がいがある方が高額な福祉用具、障がい者用自動車等の購入等に必要な資金の貸付が受けられます(貸付条件があります)。



岡崎市社会福祉協議会サービスセンター
(TEL 0564-23-8938 FAX 0564-23-7820)

(2) 福祉車両の貸出し

市内在住の身体に障がいのある、日常的な外出時に車椅子を利用されている方に福祉車両の貸出しをしています。事前に登録が必要です。



岡崎市社会福祉協議会
(岡崎市社会福祉センター 1階)
(TEL 0564-47-7955 FAX 0564-47-8753)
岡崎市社会福祉協議会 額田支所
(TEL 0564-82-2268 FAX 0564-82-3706)

(3) 車いすの貸出し

病気やケガなどにより、一時的に車いすが必要な方に無料貸出しを行っています。



岡崎市社会福祉協議会
(岡崎市社会福祉センター 1階)
(TEL 0564-47-7955 FAX 0564-47-8753)
岡崎市社会福祉協議会 額田支所
(TEL 0564-82-2268 FAX 0564-82-3706)

(4) 盲人用具の販売あっせん

テープレコーダー、盲人用時計等盲人用具を低廉価格であっせんします。

※ 県内の点字図書館で仲介しています。 P67 参照



社会福祉法人日本点字図書館 東京都新宿区高田馬場1-23-4
TEL 03-3209-0241 (代表)

社会福祉法人日本聴覚障害者団体連合 東京都新宿区西早稲田2-18-2
TEL 03-3200-0011 (代表)

障がい福祉サービス等

障がい福祉サービスには、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があります。各サービスの利用対象者は手帳所持者になりますが、詳細な利用条件についてはお問い合わせください。

	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者あるいは重度の知的・精神障がい者であって、行動障がい等を有する等、常に介護が必要な人に、居宅介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時における移動の援護、移動に必要な視覚的情報の提供、排せつ、食事等の介護等を行います
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います(宿泊のみ)
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に、療養介護の指定を受けている医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月開始予定)
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を経て一般企業等に就職した方に対して、就労の継続に必要な支援を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	地域移行をして一人暮らしをしている人等に、定期的な訪問や日常生活上の援助を行います
相談支援事業	地域移行支援	施設、病院等に入所・入院している障がい者あるいは保護施設、矯正施設等を退所する障がい者を対象として、地域移行支援計画を作成し、地域移行に必要な支援を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

児童通所支援

	サービスの種類	サービスの内容
児童通所支援	児童発達支援	未就学障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいや感染リスクの高い児童発達支援の対象者に対して、自宅に訪問して、指導・訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学後の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います
	保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を行います

障がい福祉サービス事業所のうち、就労系・生活介護の各事業所の活動内容や環境、特色などが記載された「事業所情報」をホームページで公開しています。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1137/p023060.html>

障がい支援区分

障がい福祉サービスのうち「介護給付」及び共同生活援助（GH）を利用する場合は、市町村審査会において「障がい支援区分」の認定を受ける必要があります。「障がい支援区分」は、障がいをお持ちの方の心身の状態を総合的に表す区分であり、「非該当」から「障がい支援区分1～6」に判定されます。市町村審査会では、認定調査員による調査内容と、障がいをお持ちの方の主治医より提出された医師意見書をもとに、審査判定を行います。

※ 「医師意見書」は障がいをお持ちの方の主治医に対し、市町村から直接作成を依頼します。

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
区分が大きくなるとより多くの支援を必要とすると判断されます						

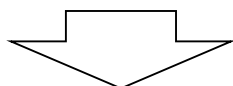
サービスの利用のしかた

1 相談・申請

市役所又は相談支援事業者（※）に相談します。

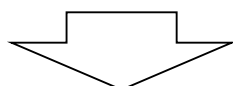
サービスが必要な場合は、市役所に申請します。

（※） 相談支援事業者とは、障がい福祉サービス等についての相談及び申請時の支援をする事業者のことです。



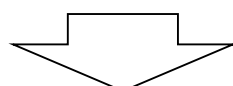
2 認定調査

市町村の認定調査員が、障がいをお持ちのご本人及び保護者の方等と面接して、心身の状態や生活環境などについての調査を行います。



3 障がい支援区分の審査・判定（介護給付・GH申請者）

市町村審査会において、「認定調査」の結果と、「医師意見書」を審査し、どの程度介護が必要な状態かを検討した上で「障がい支援区分」が決められます。

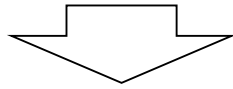


介護給付・GH以外のサービス申請者と児童（18歳未満）の場合

介護給付の内容についてはP33を参照してください。

4 サービス等利用計画案の作成

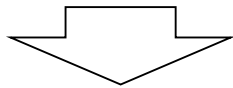
相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼し、市役所へ提出します。



5 決定(認定)・通知

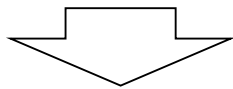
障がい支援区分や生活環境、申請者の意向をもとにサービスの支給量などが決定され、市役所から「決定通知書」とともに「障がい福祉サービス受給者証」(水色)が交付されます。

- ※ 障がい支援区分の審査・判定をした方には「障がい支援区分認定通知書」を発行します。
- ※ 障がい支援区分の認定結果について不服があるときは、都道府県に審査請求をすることができます。
- ※ 日中一時支援事業・移動支援事業の申請をされた方には、別に「地域生活支援事業受給者証」(うす桃色)が交付されます。
(日中一時支援事業・移動支援事業については、P39,40を参照してください。)
- ※ 児童通所支援の申請をされた方には、別に「児童通所支援受給者証」(黄色)が交付されます。



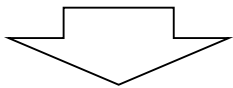
6 事業所と契約

サービスを利用する事業所を選択し、利用に関する契約をします。



7 サービス等利用計画書の作成

サービス等利用計画案をもとに相談支援事業者にサービス等利用計画書の作成を依頼し、市役所へ提出します。



8 サービスの利用開始

受給者証を事業所に提示してサービスを利用し、利用者負担(原則として1割)を支払います。



障がい福祉課審査給付係 (TEL 0564-23-6853 FAX 0564-25-7650)

社会生活

1 身体障がい者用自動車改造費の補助

以下の条件を満たす方に、自動車の改造に要する経費の補助があります。

対象者

- ・ 自らが所有し、運転する自動車の手動装置等(ハンドル、アクセル等免許証に条件記載のある改造に限る)の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者(上肢、下肢又は体幹機能障がい者)
- ・ 本人の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障がい者手当の所得制限限度額を越えない者
- ・ 過去5年間に補助を受けていない者(障がい変更や、買換えなどによる車両変更の場合は5年以内の場合でも補助対象)

助成額

本人が運転する自動車の改造に直接要した費用の2分の1とする。限度額は、100,000 円

申請に必要なもの(※改造前の事前申請です)

- ・ 身体障がい者自動車改造費(変更)申請書(窓口にあります)
- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 業者による見積書(改造箇所及び経費を明らかにしたもの)
- ・ 運転免許証の写し(条件が記載してあるもの)
- ・ 同意書(窓口にあります)



障がい福祉課障がい1係 (TEL 056423-6113 FAX 0564-25-7650)

2 手話通訳者及び要約筆記者等の派遣

聴覚障がい者等を対象として次のような場面に手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションを支援します。

○ 派遣できるもの

- ・健康 : 医療機関、保健所等における受診や相談、交通事故・災害・救急等の相談
- ・公的機関での相談 : 公的機関への相談や申請手続、金融機関への相談手続
- ・教育 : 学校行事への参加、障がい者スポーツ振興の目的のための講習会・研修会
- ・就労 : 職業安定所での求職等、就職面接等

- ・住宅：入居等の手続に関する話し合い等、土地・家屋の購入・修理等
- ・地域生活：自治会等公的な会合への参加、葬祭
- ・団体活動：市及び市内福祉関係団体の主催する大会、行事及び会議
- ・その他、市長等が必要と認めるとき

○ 派遣できないもの

- ・宗教活動、政治活動、営業活動・営利目的、その他（個人の資格取得に関する講習会・研修会、私的事項に関すること、飲酒を伴う集まり）

○ その他

- ・提出時期 原則、派遣を受けようとする日の7日前までに申請。
（急病等はこの限りではありません。）
- ・派遣費用 無料。

申請は以下までTEL・FAX・Eメール・来庁をお願いします。



〒444-0802 岡崎市美合町字五本松68-12
（岡崎市社会福祉センター 1階）
岡崎市社会福祉協議会 ボランティアセンター
（TEL 0564-47-7955 FAX 0564-47-8753）
（E-mail: vc@okazaki-shakyo.jp）

3 盲導犬の貸与及び飼料費の助成

障がいの程度が1級または、2級である視覚障がいのある方で、公益財団法人中部盲導犬協会の実施する共同訓練を受け、盲導犬を飼育できる方に、無償で盲導犬を貸与しています。また、貸与を受けた方に飼料費を助成します。

※飼料費の助成には所得制限があります。

対象者 視覚障がい者の一部(1級～2級)



中部盲導犬協会
TEL 052-661-3111

4 字幕入りビデオカセットライブラリー(貸出)

字幕を挿入したビデオカセットテープや DVD 等を貸し出します。

対象者 聴覚障がい者



あいち聴覚障害者センター
一般社団法人 愛知県聴覚障害者協会
(FAX 052-221-8663 TEL 052-228-6660)
(aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp)

5 点字広報・声の広報の発行

視覚障がい者等であって、情報提供を必要とする方を対象に、音声・点字による広報を提供しています。主な広報として、市政だよりおかざき(毎月)、おかざき市議会だより(年間5回)、おかざきの社協(年間2回)は定期的に提供しています。

上記以外についても、広報あいち(偶数月年間6回)、選挙公報(選挙が行われる年)を提供しています。

利用料については無料です。ご希望のかたは、社会福祉協議会にお問合わせください。

対象者 視覚障がい者



岡崎市社会福祉協議会(障がい者基幹相談支援センター内)
(TEL 0564-64-9004 FAX 0564-64-9005)

6 日中一時支援事業

日常的に介護をしている家族等の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者(原則、小学生以上の障がい児)の日中における活動の場を確保します。

利用者負担は所得に応じた負担割合で計算されます。



障がい福祉課審査給付係
(TEL 0564-23-6853 FAX 0564-25-7650)

7 移動支援事業

外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会生活を促します。

対象者は視覚障がいのある方、身体障がい者手帳(体幹1・2級、上肢1級、下肢1級、脳性麻痺による移動機能障がい1級に限る。)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、障害者総合支援法の規定による難病にかかっている方のいずれかであって、屋外における移動が困難な方(小学生以上)です。利用者負担は所得に応じた負担割合で計算されます。(移動にかかる交通費等は実費負担になります。)

問合せ先

障がい福祉課審査給付係 (TEL 0564-23-6853 FAX 0564-25-7650)

8 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により地域生活を援助します。

利用者負担は各センターへお問合せください。

問合せ先

〒444-0011 岡崎市欠町字清水田6番地 3

岡崎市友愛の家 (TEL 0564-21-8077 FAX 0564-64-7999)

〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4番地1

生活支援センター山中 (TEL 0564-48-1955 FAX 0564-48-2023)

9 スポーツ活動

愛知県障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、岡崎市障がい者スポーツ大会が毎年開催されています。市内在住の障がい児・者の方が対象です。参加については、お問合せください。

問合せ先

障がい福祉課施策係 (TEL 0564-23-6155 FAX 0564-25-7650)

10 保育料の減免

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいるご世帯は、条件により保育料や副食費が減免となる場合があります。詳しくは、保育園入園のご案内をご覧ください。ただか、お問合せください。



保育課管理係（TEL 0564-23-6144 FAX 0564-23-6540）

11 郵便等による不在者投票

身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次のような障がいがあると記載されている方は、郵便等による不在者投票ができます。

対象者

障がい部位	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
両下肢 ・ 体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能		
心臓 ・ じん臓 ・ 呼吸器 ・ ぼうこう ・ 直腸 ・ 小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
肝臓	1級～3級	
免疫	1級～3級	
要介護者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「5」と表示されている方	

※ これらの等級に該当しなくても、障がい部位の複数の区分に当てはまる方は制度の対象となる場合があります。

※ 選挙が行われる際には、視覚障がい者の有権者に対する啓発を図るため、「選挙のお知らせ」の媒体を配布しています。配布を希望される場合は、岡崎市選挙管理委員会までお問い合わせください。



岡崎市選挙管理委員会 (TEL 0564-23-6039 FAX 0564-23-6013)

12 図書の郵送貸出

郵送貸出制度は、身体が不自由で、図書館に来館できない方に、ご希望の資料を図書館から郵便でお届けするもので、郵送料の利用者負担はありません。

対象者 市内に住所があり、次の要件に該当する方。

障がい部位	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
両下肢 ・ 体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能		
心臓 ・ じん臓 ・ 呼吸器 ・ ぼうこう ・ 直腸 ・ 小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
肝臓	1級～3級	

免疫	1級～3級	
視覚	1級～6級	
知的障がいの方が 重い方	療育手帳の障がいの程度の記載 欄に「A」と表示されている方	
要介護者	介護保険被保険者証の要介護状 態区分が「5」と表示されている方	

※これらの要件に該当しなくても利用できる有料宅配サービス(りぶらっこ便)もあります。



岡崎市立中央図書館資料提供サービス係

(TEL 0564-23-3115 FAX 0564-23-3165)

13 図書館の通常利用が困難な方へのサービス

中央図書館では、図書館利用でお困りの方のための窓口「バリアフリーサービスカウンター」を設置しています。図書館の通常利用が困難な方へのサービスである「バリアフリーサービス」の案内や、筆談や指差しボードを使ったコミュニケーション、障がい者サービス登録、図書館利用や資料についての質問も受付けていますので、お気軽にご利用ください。

【主なバリアフリーサービス】

対面朗読

中央図書館の対面朗読室において、希望する図書、新聞、雑誌などの資料(持ち込み資料可)をボランティアが音読いたします。利用される方がお知り合いに音読を依頼された場合も対面朗読室を利用することができます。ご利用の際は希望日の5開館日前までに中央図書館へ申込をしてください。

点字図書及び録音図書の貸出

中央図書館では点字図書及び録音図書の貸出を行っています。録音図書を館内で利用する場合は、対面朗読室をご利用いただけます。また、録音図書専用再生機器の貸出も行っています。

布の絵本及び点字の絵本の貸出

中央図書館の子ども図書室では布の絵本及び点字の絵本の貸出を行っています。どちらもカウンターでお申し出いただければ職員がご案内いたします。



岡崎市立中央図書館資料提供サービス係

(TEL 0564-23-3115 FAX 0564-23-3165)

交通

各種交通割引がありますがその料金の割引については旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別があります。

第1種の手帳	第2種の手帳
・視覚障がい者1～3級、4級の一部	・その他の身体障がい者、療育手帳 B・C 判定、 精神障害者保健福祉手帳 2 級または 3 級
・聴覚障がい者2～3級	
・肢体不自由1～3級(複合等級等の一部を除く)	
・内部障がい 1～4級 (ぼうこう・直腸障がいは1～3級)	
・療育手帳 A 判定	
・精神障害者保健福祉手帳 1 級	

1 障がい者タクシー利用助成

1～3級の身体障がい者手帳、A・B 判定の療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方にタクシー料金助成利用券を交付しています。

対象者・交付枚数

手帳の種類	障がいの程度	交付枚数／年
身体障がい者手帳	視覚障がい1級又は2級 下肢障がい1級又は2級 体幹障がい1級又は2級 移動機能障がい1級又は2級	500円券×46枚 (23,000円分)
	上記以外の1級、2級又は3級	500円券×34枚 (17,000円分)
療育手帳	A判定又はB判定	
精神障害者保健福祉手帳	1級又は2級	

申請方法

申請の手続きは必要ありません。対象者のかたへ、年度末にご案内します。

利用方法

- ・障がい者のかたが必ず乗車してください。
(ご本人が乗車していない時は、タクシー券の利用はできません。)
- ・タクシーに乗った時は、必ず障がい者手帳を運転手へ提示してください。

- ・1回の乗車で使える最大枚数は「利用枚数早見表」のとおりです。
- ・利用できるタクシー会社は「岡崎市障がい者タクシー券業社一覧(五十音順)」でご確認ください。(岡崎市と契約したタクシー会社であれば、岡崎市外で乗車してもタクシー券が利用できます。)



(タクシー券業社一覧)



(利用枚数早見表)

問合せ先

障がい福祉課

障がい1係(身体障がい者手帳・療育手帳) (TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)

障がい2係(精神障害者保健福祉手帳) (TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650)

2 タクシー運賃割引

手帳を提示することによって、迎車料等を除く規定料金の1割引になります。

一部該当しない場合がありますので、乗車時にご確認ください。

3 バス運賃割引

降車する際に手帳を提示することによって、第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1級～2級は本人と介護者・第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額の割引になります。

精神障害者保健福祉手帳は各会社や自治体によって一部該当しない場合がありますので、乗車時にご確認ください。

4 JR 各社旅客運賃等の割引

身体障がい者、知的障がい者及びその介護者がJR各社の経営する鉄道、航路、自動車道及び連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に、運賃等が割引されます。

<普通乗車券>

第1種の手帳は本人と介護者が割引を受けることができます。ただし、介護者がついての割引になりますので単独乗車の場合と、第2種の手帳のかたは片道100キロメートルを超える区間で割引を受けることができます。(詳細については各鉄道会社の窓口でお問合せください)

※このサービスに関しては同条件で、私鉄もあります。

<定期乗車券、回数乗車券・急行券>

各鉄道会社の窓口でお問合せください

5 有料道路の割引

○ 対象障がい者の範囲

① 障がい者本人が運転する場合

身体障がい者手帳の交付を受けているすべての人が対象になります。

② 障がい者本人以外の人が運転し、障がい者本人が同乗する場合

身体障がい者手帳又は療育手帳(A 判定のみ)の交付を受けている人のうち、第1種の手帳を持っている人が対象になります。

○ 対象自動車の範囲

割引を受けられる自動車は、障がい者一人につき一台で、かつ自家用車に限ります。

所有者は、本人名義もしくは家族名義のものに限ります。

ただし、ETC を利用しない場合、自動車登録なしで申請することができます。

○ 割引を受けるにあたっての方法

割引を受けるためには、市役所で事前に登録が必要です。

以下のものを用意して、市役所・障がい福祉課の窓口で手続きをしてください。

※令和5年3月27日よりオンライン申請(マイナンバーカード必須)が導入されました。

詳細は各道路会社のホームページもしくはお客様センターへご相談ください。

○ 必要な申請書類

① ETC を利用しない場合

- ・ 身体障がい者手帳又は療育手帳
- ・ 割引を受けたい車の自動車検査証(コピー可)、または電子車検査証(原本)及び自動車検査証記録事項
- ・ 運転免許証(身体障がい者手帳第2種の方のみ)※

② ETC を利用する場合

- ・ 身体障がい者手帳又は療育手帳
- ・ 割引を受けたい車の自動車検査証(コピー可)、または電子車検査証(原本)及び自動車検査証記録事項
- ・ 運転免許証(身体障がい者手帳第2種の方のみ)※
- ・ ETC カード(障がい者本人名義のもの。但し未成年の場合は親権者名義のカード可)
- ・ ETC 車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ申込書・証明書等)

※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面を提示してください。

問合せ先

手続きについて:障がい福祉課障がい1係 TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650
詳しい制度内容やオンライン申請などについて

NEXCO 中日本 お客様センター

TEL 0120-922-229

NEXCO 中日本ドライバーズサイト ⇒



6 航空旅客運賃の割引

満 12 歳以上の手帳所持者、その介護者が定期航空路線の国内線全区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。

航空券を購入される前に手帳を提示してください。

(詳細については航空会社の窓口でお問合せください。)

7 駐車禁止除外指定車標章

- 県の公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受け、現に障がい者本人が使用中の場合に限り、道路交通法第 45 条第1項又は第 49 条第1項の道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間の場所に駐車することができます。等級制限があります。



駐車禁止場所

対象者障がい区分

障がいの部位		申請ができる障がいの範囲	
		手帳の区分によって申請可能な範囲	新規申請において指定医の意見書または診断書が必要な範囲
視覚		1～3級、4級の1	4級の2
聴覚		2級又は3級	
平衡機能		3級	
上肢		1級、2級の1又は2級の2	
下肢		1～4級	
体幹		1～3級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢	1級又は2級 ※ただし上肢のみに運動機能障がいがある場合は除く	
	移動	1級又は2級	3級又は4級
心臓・呼吸器・免疫機能		1～3級	4級
じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能		1～3級	
療育手帳		A 判定	
精神障害者保健福祉手帳		1 級	

手続きに必要なもの

身体障がい者手帳等及びその写し・運転免許証(身体障がい者等ご本人が運転する場合)・印鑑(身体障がい者等ご本人の申請の場合は省略可)・身体障がい者等の代理人の方が申請する場合は、関係を証明する書面等(代理で申請ができるのは親族の方のみ)



岡崎警察署

TEL 0564-58-0110

FAX 0564-58-0116

公共料金等

1 NHK 受信料の免除

以下の条件で NHK 受信料が免除になります。

1 種類・対象者

免除種類	対象者
半額	1 契約者が身体障がい者手帳を所持する視覚、聴覚障がい者で住民基本台帳法でいう世帯主。 2 契約者が重度の身体障がい者(身体障がい者手帳 1～2級)または知的障がい者(療育手帳 A 判定)で住民基本台帳法でいう世帯主。 3 契約者が精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で住民基本台帳法でいう世帯主。
全額	1 身体障がい者(身体障がい者手帳所持者)または知的障がい者(療育手帳所持者)若しくは精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)のいる市町村民税非課税世帯

問合せ先

手続きについて : 障がい福祉課障がい1係 TEL 0564-23-6113

(身体障がい者・知的障がい者のかた) FAX 0564-25-7650

障がい福祉課障がい2係 TEL 0564-23-7674

(精神障がい者のかた) FAX 0564-25-7650

制度について : NHK ふれあいセンター TEL 0570-077-077

FAX 045-522-3044

平日9:00～20:00(土・日・祝休日も受付)

2 郵便に関すること

○郵便料金の免除及び軽減

次に掲げる郵便物で開封とするものは、無料扱いとなります。(第四種郵便物)

・点字郵便物・・・点字のみを掲げたものを内容とするもの

・特定録音物等郵便物・・・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設等盲人福祉施設等(日本郵便株式会社の指定するものに限る。)において発受するもの

次に掲げる郵便物で開封とするものは、一般料金より軽減扱いとなります。

- ・心身障がい者用ゆうメール・・・図書館法に規定する図書館と重度の身体障がい者又は知的障がい者との間で図書の閲覧のために発受するもの
- ・点字ゆうパック・・・点字のみを掲げたものを内容とするもの(ただし、日本郵便株式会社の定める条件を満たすものに限る。)
- ・聴覚障がい者用ゆうパック・・・聴覚障がい者福祉施設(日本郵便株式会社の指定するものに限る。)と聴覚障がい者との間に発受するビデオテープその他録画物

※詳細は郵便局等にてご確認ください。

○青い鳥郵便葉書の配布

次の方法で申込をされた重度の障がいのある方に通常郵便葉書を無料配布します。配布は、単年の取扱いであるため、受付期間等は事前に郵便局へお問合せください。

- ・配布枚数 1人につき 20 枚まで
- ・申し込みの受付期間 (土曜、日曜、祝日を除きます。)毎年4月1日～5月末日(予定)
- ・申込方法

郵便局に備えつけの申込書に所定の事項を記入し、手帳を提示して申し出てください。

※郵便による申し込みもできます。記入事項等詳しくは郵便局へお尋ねください。

- ・配布期間(土曜、日曜、祝日を除きます。) 毎年4月 20 日以降(予定)
- ・対象者 重度の身体障がい者(1級～2級)、重度の知的障がい者(A判定)



発行人の所在地の配達を受け持つ郵便局

又は日本郵政グループお客様サービス相談センター

TEL 0120-23-28-86(フリーダイヤル)

TEL 0570-046-666(携帯電話からご利用の方)

平日8時～21 時 土・日・祝休日9時～21 時

3 携帯電話料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に各携帯電話会社にて割引制度がもうけられている場合があります。

詳細については、各携帯電話会社にお問合せください。

4 電話架設費の分割払い扱い

障がいのある方が電話を架設する際、架設費を分割払いすることができます。(1年以内において12回以内)



問合せ先

TEL 局番なしの 116 (電話は土日可9時～17時)
FAX 0120-201-390(フリーダイヤル) 平日のみ

5 電話番号案内の無料扱い

電話帳により相手方の電話番号を探すことが困難な視覚障がい、肢体不自由障がいのあるかた、又は知的障がいのあるかた、若しくは精神障がいのあるかたの電話番号案内料金を無料とします。

※郵送による登録手続きが必要となります。

対象者

身体障がい者手帳の視覚障がい1～6級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級、知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた



問合せ先

TEL 0120-104-174(フリーダイヤル)
FAX 0120-201-390(問合せの番号)
平日のみ9時～17時



問合せ先

※ 聴覚障がいのある方の電話番号案内は、**有料**です。
FAX 0120-000-104
(フリーダイヤル)

税金

1 自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免

愛知県では、身体障がい者又は知的障がい者、若しくは精神障がい者の方が所有される自動車について、自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免をしています。

○障がい者及び自動車の範囲

この減免の適用を受けるためには、次の「①障がいの範囲」及び「②自動車の範囲」の両方の条件を満たすこと及び減免申請書による申請が必要となります。申請の前に一度お問い合わせください。

① 障がいの範囲

(1) 身体障がい者

障がいの部位		減免の対象となる範囲	
		身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする者又は身体障がい者を常時介護する者が運転する場合
視覚		1級～4級まで	1級～4級まで
聴覚		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能		3級	3級
音声機能		3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
上肢		1級及び2級	1級及び2級
下肢		1級～6級まで	1級～3級まで
体幹		1級～3級まで及び5級	1級～3級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢	1級及び2級	1級及び2級
	移動	1級～6級まで	1級～3級まで
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓機能		1級～4級まで	1級～3級まで

※注1 2つ以上の障がいがある場合には、身体障がい者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの級別で判断しますので、必ずしも身体障がい者手帳の級別とは同一ではありません。例えば、下肢不自由の4級が2つあり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。（それぞれの障がい等級は4級のため）

※注2 下肢不自由又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がいの級別が7級に該当し、他の障がいを有することにより身体障がい者手帳を受けている者については、これらの障がいの級別を6級とします。

※注3 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通していることをいし、必ずしも同一家屋に起居しているかどうかは問いません。

※注4 「常時介護する」とは、障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者の方の自動車を専ら障がい者の方のために、継続して日常的に運転する場合が該当します。

(2)知的障がい者

区 分	減免の対象となる範囲
療 育 手 帳	知的障がい者自身が運転する場合 知的障がい者と生計を一にする者又は知的障がい者を常時介護する者が運転する場合
	A判定

(3)精神障がい者

区 分	減免の対象となる範囲
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者自身が運転する場合 精神障がい者と生計を一にする者又は精神障がい者を常時介護する者が運転する場合
	1 級

② 自動車の範囲

(1) 自動車の使用目的

- ・障がい者自身が運転する場合は、専ら障がい者自身が使用するもの。
- ・障がい者と生計を一にする者又は障がい者を常時介護する者が運転する場合は、専ら障がい者の通学、通園、通院、通所又は生業のために使用するもの(したがって、障がい者の方が入院・入所中の場合は、原則として減免の対象にはなりません。)

(2) 自動車の所有者及び台数等

- ・自動車の所有者は障がい者本人に限る。(売主が自動車の所有権を留保しているときは、自動車検査証の使用者欄が障がい者本人名義であることが必要です。)
- ・ただし、年齢18歳未満で一定の身体障がい者(前ページの表の「身体障がい者と生計を一にする者又は身体障がい者を常時介護する者が運転する場合」の各欄に記載された級別に該当する身体障がい者をいいます)、又は知的障がい者、若しくは精神障がい者(年齢は問いません)はその方と生計を一にする者を含みます。
- ・台数は障がい者1人につき1台の自動車に限る。(ただし、自動車検査証に事業用と記載されているものは減免の対象にはなりません。)

③ 減免申請

減免の申請をするときは、**減免申請書**のほかに次の「(1)提出書類及び提示書類」の区分に対応する書類を「(2)減免申請書の提出期限及び提出先」の区分による期限までに提出、提示してください。

(1) 提出書類及び提示書類

提出書類 及び 提示書類 区 分		提出するもの			提示するもの				
		(個人番号の省略してあるもの) 障がい者・自動車所有者 及び運転者の住民票※1	生計同一証明書※1	常時介護証明書※1	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	運転免許証	自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された帳票
障がい者自身が運転する場合					○	○	○	○	○
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障がい者が同一世帯にある場合	○ 同一世帯の確認できるもの			○	○	○	○	○
	運転者と障がい者が同一世帯にない場合		○		○	○	○	○	○
常時介護する者が運転する場合				○	○	○	○	○	○

※1 住民票、生計同一証明書及び常時介護証明書は、減免申請前3か月以内に発行されたものに限りです。

生計同一証明書

- ◎ 障がい者と運転する者が別居している場合(住民登録している住所が別の場合)は、申請する障がい者との税法上の扶養関係を証するもの(源泉徴収票、被扶養者名の記載がある所得証明書など)が必要です。

常時介護証明書

- ◎ 障がい者と運転する者が別居している場合(住民登録している住所が別の場合)で、障がい者のみの世帯の場合には障がい者を常時介護していることを証するもの(民生委員の証明・月10日以上通院・通所等のわかるものなど)が必要です。



身体障がい者・知的障がい者のかた： 障がい福祉課障がい1係
(TEL 0564-23-6113 ・ FAX 0564-25-7650)
精神障がい者のかた：岡崎市保健所健康増進課こころの健康推進係
(TEL 0564-23-6715 ・ FAX 0564-23-5071)

(2) 減免申請書の主な提出期限及び提出先

減免対象税目	自動車税種別割		(軽)自動車税環境性能割	
提出期限及び提出先 区分	提出期限	提出先	提出期限	提出先
新しい自動車を購入する場合	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所 地 (主たる 定置場) を管轄 する 名 古 屋 東 部 県 税 事 務 所	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所 地 (主たる 定置場) を管轄 する 名 古 屋 東 部 県 税 事 務 所 各 駐 在 室
一時抹消された中古車を購入する場合			運輸支局に移転登録を行うときまで	
ナンバー交付済みの中古車を購入する場合 (非課税・課税免除に該当する者が所有していた場合は除きます)	取得した年度の翌年度の 5月 31 日(納期限)まで ※翌年度の自動車税種別 割から減免になります。			
現在所有している自動車の定置場を、 他県から愛知県に変更する場合	変更した年度の翌年度の 5月 31 日(納期限)まで ※翌年度の自動車税種別 割から減免になります。			
4月1日(賦課期日)現在で所有している 自動車を減免する場合	5月 31 日(納期限)まで ※5月 31 日を過ぎてからの申請は、翌年度の自動車税種別割から減免になります。			

※軽自動車税環境性能割については、軽自動車検査協会に新規又は移転の届出を行うときまでに、(一社)愛知県自動車会議所の小牧事務所、港事務所、西三河事務所軽自動車分室又は豊橋事務所の県税申告窓口へ提出してください。障がい者及び自動車の範囲は、自動車税環境性能割と同様です。

※提出期限が「5月31日(納期限)まで」と記載されているものについて、その日(5月31日)が土曜日又は日曜日となる場合は、次の開庁日が提出期限となります。

○自動車税種別割についての減免の判定時期及び適用

1 「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、**減免申請書の提出期限の現況**により行います。したがって、これらの日により後に「減免要件」に該当することとなった場合には、**その年度中に申請されても翌年度から減免になります**。なお、申請後に申請内容や添付書類等に変更があった場合は速やかに報告が必要です。

2 提出期限までに減免申請書が提出されなかった場合には、**申請された年度の翌年度から減免になります**。

3 既に登録されている自動車を、4月1日(賦課期日)以後に譲り受けた場合は、**譲り受けた年度の翌年度から減免になります**。

○その他

既に自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割(自動車取得税を含む。)の減免を受けている方が、新たな自動車について減免の適用を受けようとする場合には、次の期日までに既に減免を受けている自動車を**廃車(抹消登録)**又は**譲渡(移転登録)**しなければ減免されません。

自動車税種別割	新たな自動車を登録した月の同月中 (この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されますが、既に減免を受けていた自動車については、新たな自動車の登録の翌月から、廃車の場合は廃車した月まで、譲渡の場合は年度末(3月)まで課税されます。)
(軽)自動車税環境性能割	新たな自動車を登録した日から1月以内 (この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されません。)



問合せ先

(自動車税種別割) 西三河県税事務所(西三河総合庁舎内1階)

〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4番地 TEL 0564-27-2712 FAX 0564-23-4666

((軽)自動車税環境性能割) 名古屋東部県税事務所(スカイオアシス栄内)

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 TEL 052-953-7865

2 軽自動車税種別割の減免

① 障がいの範囲

(1) 身体障がい者

障がいの部位	減免の対象となる範囲	
	身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする者又は身体障がい者を常時介護する者が運転する場合
視覚	1級～4級まで	1級～4級まで
聴覚	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能	3級	3級
音声機能	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
上肢	1級及び2級	1級及び2級
下肢	1級～6級まで	1級～3級まで
体幹	1級～3級まで及び5級	1級～3級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級及び2級
	移動	1級～6級まで

心臓・じん臓・呼吸器・小腸 ・ぼうこう・直腸機能	1級、3級及び4級	1級及び3級
免疫・肝臓機能	1級～4級まで	1級～3級まで

(2)知的障がい者

区 分	減免の対象となる範囲
	知的障がい者自身が運転する場合 知的障がい者と生計を一にする者又は知的障がい者を常時介護する者が運転する場合
療 育 手 帳	A判定

(3)精神障がい者

区 分	減免の対象となる範囲
	精神障がい者自身が運転する場合 精神障がい者と生計を一にする者又は精神障がい者を常時介護する者が運転する場合
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級

※自動車税種別割(西三河県税事務所)の減免を受けた方(身体障がい者用の構造を有する車両に対する減免は除く)は軽自動車税種別割の減免を受けることはできません。 その他条件は自動車税種別割と同じ。

② 申請書類

住民票以外のもので自動車税種別割と同じ

③ 申請の時期

納期限まで(毎年申請が必要です)



市民税課(TEL 0564-23-6075 FAX 0564-27-1159)

※備考：車・バイクの登録、廃車、名義変更等は下記へお問合せください。

○愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所

〒473-0917 豊田市若林西町西葉山 46 (TEL 050-5540-2047 FAX 0565-51-1072)

対象車種:小型二輪(250cc 超)、軽二輪(125cc 超 250cc以下)等

○軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所

〒473-0917 豊田市若林西町西葉山 48-2 (TEL 050-3816-1772 FAX 0565-51-0732)

対象車種:軽四輪等

3 軽自動車税環境性能割の減免

愛知県では、身体障がい者又は知的障がい者、若しくは精神障がい者の方が軽自動車を取得する場合に、軽自動車税環境性能割の減免をしています。障がいの範囲など条件は自動車税種別割と同じです。



名古屋東部県税事務所(スカイオアシス栄内)

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 TEL 052-953-7865

4 所得税・市県民税・相続税の軽減

種 類	内 容	控除額
所得税	○障がい者控除 本人または同一生計配偶者、扶養親族に3級～6級の身体障がい者、中度・軽度の知的障がい者または2・3級の精神障がい者がいるとき	27 万円
	○特別障がい者控除 本人または同一生計配偶者、扶養親族に1～2級の身体障がい者、重度の知的障がい者または1級の精神障がい者がいるとき	40 万円
	○同居特別障がい者控除 同一生計配偶者または扶養親族が特別障がい者であり同居しているとき	75 万円
市県民税	○障がい者控除 本人または同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合	
	一般障がい者(注1)	26 万円
	特別障がい者(注2)	30 万円
	同居特別障がい者	53 万円
	○前年分合計所得が 135 万円までの障がい者	非課税
相続税	○障がい者控除 3～6級の身体障がい者、中度・軽度の知的障がい者または2・3級の精神障がい者	(85 歳に達するまでの年数) × 10 万円
	○特別障がい者控除 1～2級の身体障がい者、重度の知的障がい者または1級の精神障がい者	(85 歳に達するまでの年数) × 20 万円

(注1) 一般障がい者: 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、特別障がい者以外。

(注2) 特別障がい者: 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

5 特定障がい者贈与税の非課税特例

「特定障がい者扶養信託契約」による信託受益権には、一定の限度額まで贈与税が課税されません。詳しくは、税務署へお問合せください。

6 消費税の非課税取引

身体に障がいのある方の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障がい者用物品」という。)で一定のものの譲渡、貸付け、修理等は非課税となります。

非課税の対象となる身体障がい者用物品は、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすその他の物品で身体障がい者用物品として指定されたものです。(平成3年厚生省告示第130号により指定)。詳しくは、税務署へお問合せください。

7 利子所得等の非課税制度

障がい者の方については利子所得等の非課税制度があります。

- 1 少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障がい者等のマル優)
- 2 少額公債の利子の非課税制度(通称、障がい者等の特別マル優)
- 3 郵便貯金の利子の非課税制度(郵政民営化前に適用されていたものの満期まで)

※ 確認書類(手帳、年金証書等)が必要です。各金融機関へお問合せください。

8 固定資産税の減額

新築日から10年以上経過した住宅で、要件を満たすバリアフリー改修工事完了から3か月以内に申告した場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の減額があります。要件は次のとおり。

① 次のいずれかの方が居住されている住宅

- ・ 65歳以上の方(工事完了した翌年の1月1日現在)
- ・ 要介護認定・要支援認定を受けている方
- ・ 障がい者手帳を交付されている方

② バリアフリー改修工事費から助成金等を差引いた自己負担額が50万円を超えること。

③ 住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

※必要書類、対象となるバリアフリー改修工事は、右のQRコードから要確認



住 宅

1 公営住宅

①市営住宅

(1)市営住宅(1・2階)への入居

医師の診断書または身体障がい者手帳により、階段の昇降が困難である事が明らかな場合は、1・2階を指定して入居の申込みができます。

(2)市営住宅への単身入居

身体障がい1～4級、精神障がい1～3級又は同等の知的障がい者の方は、専用床面積60㎡以下の住戸又は常時募集住宅であれば、単身での入居の申込みができます。

(3)車椅子利用者向け市営住宅への入居

天神荘、伊賀山住宅、本宿住宅、土井住宅、平地住宅、五本松住宅に車椅子対応の住戸があります。

車椅子を常用していることを証明できる診断書等が必要です。

(4)市営住宅家賃の減免

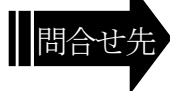
市営住宅に入居されている障がい者のいる世帯(単身者を含む)に対し、家賃及び駐車場使用料の減免制度があります。

対象世帯 身体障がい者手帳1～4級に該当する方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳1・2級、又は同等の知的障がい者がいる世帯

減免率 家賃 10%、駐車場 50%

○上記の減免制度の他、低額所得者等に対しての減免制度もあります。



岡崎市営住宅管理センター
(岡崎市役所西庁舎内)
(TEL 0564-23-6320 FAX 0564-23-6821)

②県営住宅

県営住宅については、下記問合せ先までお問い合わせください。



三河住宅管理事務所(TEL 0564-23-1863)

2 都市再生機構賃貸住宅における優遇措置(新規募集住宅)

障がい者のいる世帯が、都市再生機構賃貸住宅の新築団地に「障がい者区分」で申し込めると、「普通区分」の20倍の当選率になるよう優遇されます。



独立行政法人都市再生機構中部支社

(TEL 052-968-3333 FAX 052-968-3112)

3 生活福祉資金の貸付

障がい者のいる世帯が、住宅を増築、改築、拡張、補修等を行うのに必要な資金の貸付が受けられます(貸付条件があります)。



岡崎市社会福祉協議会サービスセンター

(TEL 0564-23-8938 FAX 0564-23-7820)

4 民間賃貸住宅の入居等に関する相談

一定の障がいをお持ちで住宅の確保が難しい方の民間賃貸住宅への入居等に関する相談を受けています。相談内容から相談者に必要とされる支援を整理した上で、大家等に情報をつなげるなど、住宅の確保に向けた支援をしています。



住環境政策課住宅施策係

(TEL 0564-23-6880 FAX 0564-23-7528)

職業相談・訓練

1 職業相談等

職業紹介・手話による職業相談

障がい者の職業の相談や職業紹介を行っています。

名古屋中・名古屋南・名古屋東・名古屋北・豊橋・岡崎・豊田・刈谷の公共職業安定所では、手話協力員による職業相談に応じています。なお、相談日時については、実施機関お問合せください。



ハローワーク岡崎(岡崎公共職業安定所)

〒444-0813 岡崎市羽根町北乾地 50-1 岡崎合同庁舎内

TEL 0564-52-8609

FAX 0564-71-5851

職業相談等

就職や職業生活の安定に向けて課題や現状を整理し、求職活動の方針について相談、助言を行います。また、必要に応じて職業上の課題やニーズに応じ就職に向けた準備性を高めるための支援(職業準備支援)等も検討します。

相談場所

○愛知障害者職業センター

〒460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5 階

TEL 052-218-2380

FAX 052-218-2379

○愛知障害者職業センター豊橋支所

〒440-0888 豊橋市駅前大通1-27 MUS豊橋ビル6階

TEL 0532-56-3861

FAX 0532-56-3860

職業相談・雇用支援等

職業生活における自立を図るため、修業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行っています。

相談場所

○西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪(りんりん)」

〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢 4-1

TEL 0564-27-8511

FAX 0564-27-8511

○名古屋市障害者雇用支援センター

〒456-0073 名古屋市熱田区千代田町 20-26

TEL 052-678-3333

FAX 052-683-5250

トライアル雇用

短期間雇用し、その間に障がい者・企業相互間の適性や能力を見極めるとともに、理解を深めることにより、常用雇用(本採用)への移行のきっかけ作りを図ります。



ハローワーク岡崎(岡崎公共職業安定所)

〒444-0813 岡崎市羽根町北乾地 50-1 岡崎合同庁舎内

TEL 0564-52-8609

FAX 0564-71-5851

ジョブコーチ支援事業

雇用促進及び雇用継続を図るため、事業所にジョブコーチが出向き、雇用の前後を通じて支援を行っています。



愛知障害者職業センター

〒460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5 階

TEL 052-218-2380

FAX 052-218-2379

2 職業訓練

職業訓練

障がい者の就職を容易にするため、必要な基礎知識と技能を習得するための訓練を行っています。(公共職業安定所で申込み)

訓練期間は1~2年で、一定の要件を満たした訓練生には訓練手当が支給されます。

訓練校

○ 愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 豊川市一宮町上新切 33-14

TEL 0533-93-2102

FAX 0533-93-6554

○ なごや職業開拓校(知的障がい者対象)

〒451-0051 名古屋市西区則武新町 2-24-14

TEL 052-582-6006

FAX 052-582-6022

職場適応訓練

県の委託を受けた事業において、障がい者の能力に適した作業について6か月以内(重度障がい者は1年以内)の实地訓練を行い、訓練終了後は引き続き事業所に雇用してもらう制度で、訓練生に対しては、訓練手当が支給されます。

なお、短期の職場適応訓練も実施しています。



ハローワーク岡崎(岡崎公共職業安定所)

〒444-0813 岡崎市羽根町北乾地 50-1 岡崎合同庁舎内

TEL 0564-52-8609

FAX 0564-71-5851

施設の利用

1 市の美術館等入場無料

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に市内の以下の施設について入り口で手帳を提示すれば入場無料になります。

対象施設： 三河武士のやかた家康館・岡崎城

一般社団法人 岡崎パブリックサービス

〒444-0052 岡崎市康生町 561-1

三河武士のやかた家康館 TEL 0564-24-2204

FAX 0564-24-2247

岡崎城 TEL 0564-22-2122

FAX 0564-22-2201

市美術博物館

〒444-0002 岡崎市高隆寺町字峠1

TEL 0564-28-5000

FAX 0564-28-5005

世界子ども美術博物館

〒444-0005 岡崎市岡町鳥居戸1-1

TEL 0564-53-3511

FAX 0564-53-3642

2 県立施設入場料などの無料扱い

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に以下の県立施設の入場料などが、無料になります。

施設の窓口で手帳を提示してください。

第1種の手帳所持者および1級と記載のある精神障害者保健福祉手帳所持者は本人と介護者一人につき適用となります。

対象施設： 県美術館常設展示、県陶磁資料館常設展示、あいち健康プラザ健康科学館

3 点字図書館等の利用

視覚障がいのある方に点字図書、録音図書等を無料で閲覧、貸し出しをします。

各施設へ直接申し込んでください。

該当施設

○明生会館(点字図書館)

〒440-0874 豊橋市東松山町 37

TEL 0532-52-2614

E-mail asv60960@siren.ocn.ne.jp

○社会福祉法人名古屋ライトハウス 名古屋盲人情報文化センター

〒455-0013 名古屋市港区港陽1-1-65

TEL 052-654-4521

FAX 052-654-4481

○愛知芸術文化センター愛知県図書館

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-9-3

TEL 052-212-2323

FAX 052-212-3674

4 盲人ホームの利用

はり、きゅう、マッサージ免許を持つ視覚障がいのある方で自営又は雇用されることが困難な方の更生相談を行っています。施設へ直接申し込んでください。

該当施設： ○明生会館(盲人ホーム)

〒440-0874 豊橋市東松山町 37

TEL 0532-54-4812

5 聴覚障がい者情報提供施設の利用

聴覚障がいのあるかたに対する相談、情報提供等の様々な事業を行っています。

該当施設

○あいち聴覚障害者センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-2

桜華会館1階

TEL 052-228-6660

FAX 052-221-8663

○名身連聴覚言語障害者情報文化センター

〒453-0053 名古屋市中村区中村町7-84-1

TEL 052-413-5885

FAX 052-413-5853

6 補装具制作施設の利用

身体の障がいのある方の生活に必要な補装具の制作、修理を行っています。

該当施設

○名古屋市総合リハビリテーションセンター

〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2

TEL 052-835-3811

FAX 052-835-3745

7 おもちゃ図書館の利用

発達のゆっくりな就学前のお子さんが遊びを見つける場として、ボランティアによるおもちゃ図書館が設けられています。

名称	所在地
岡崎市おもちゃ図書館きらら (毎月第2土、午前10時～11時45分)	〒444-0014 岡崎市若宮町2-1-1 岡崎げんき館



NPO 法人 子どもの発達を支援する会 きらら

TEL 0564-74-8686 FAX 0564-74-8688

所得制限・併給制限・利用者負担額

1 手当・年金等の所得制限

手当・年金等制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金等を受給することができない場合があります。

(前年中の所得が限度を超える場合は、当該年の8月～翌年7月まで※が受給できません。)

※①～③は、当該年の11月～翌年10月までが受給できません。

※④は、令和3年以降は当該年の10月～翌年9月までが受給できません。

〈所得制限の一覧〉

扶養親族数 区分			0人	1人	2人	3人	4人目以降 の加算額
特別障がい者手当		受給資格者	円	円	円	円	円
障がい児福祉手当			3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
経過的福祉手当		配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
自動車改造費		扶養義務者					
特別児童扶養手当		受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
		配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
①児童扶養手当	受給 資格者	全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000
		一部支給停止	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
障がい基礎年金④ (20歳前の障がい)	受給 資格者	全部支給停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	380,000
		1/2支給停止	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	380,000
遺児手当②		受給資格者	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
		配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
母子家庭等医療③			2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
在宅重度		受給資格者	3,604,000（課税標準額）				
障がい者手当		配偶者・扶養義務者	6,287,000（課税標準額）				

※受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に 100,000 円が、特定扶養親族(16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族も含む)がある場合は1人につきこの額に 250,000 円(①、②、③のものについては、150,000 円)が加算されます。

配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)この額に 60,000 円が加算されます。

〈所得の計算方法(令和7年8月～令和8年7月支給分)〉

※ただし、〈所得制限の一覧〉①～③は、令和7年11月～令和8年10月支給分

※④は令和7年10月～令和8年9月支給分

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障がい基礎年金、遺児手当、母子家庭等医療

令和6(西暦2024)年中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得

○ 各種所得控除の内訳

(1) 障がい者(特別障がい者)……………1人につき 270,000 円(400,000 円)

(2) 寡婦控除(ひとり親控除)……………270,000 円(350,000 円)

母子家庭等医療は控除しません

児童扶養手当、遺児手当は受給者が父または母の場合は控除しません

(3) 勤労学生……………270,000 円

(4) 配偶者特別控除……………実額(330,000 円が限度)

(5) 雑損・医療費・小規模企業共済……………実額

(6) 社会保険料控除

ア 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、障がい基礎年金の本人所得の場合……………実額

イ その他(ア以外)の場合……………80,000 円(保険料相当額)

※特別障がい者手当の受給者の場合は、非課税の公的年金等も収入として計算に含めます。

※譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

※児童扶養手当の受給者の方で障害基礎年金等を受給している場合は、非課税年金給付等も所得に含まれます。

※児童扶養手当、遺児手当と母子家庭等医療の受給者の場合は、養育費の 80%を所得として計算に含めます。

在宅重度障がい者手当

令和6(西暦2024)年中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得(令和7年度個人の市町村民税の課税標準額)

※各種所得控除は市町村民税のものと同じです。

2 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受けられない場合があります。

●主な手当等の併給制限の一覧 (○は併給可)

区分		① 在 重 手 当	② 遺 児 手 当	③ 特 障 手 当	④ 障 児 手 当	⑤ 経 過 手 当	⑥ 児 扶 手 当	⑦ 特 児 手 当	⑧ 障 基 年 金	⑨ 老 基 年 金	⑩ 老 福 年 金	⑪ 遺 基 年 金
県 制 度	①在宅重度障がい者手当		○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	②遺児手当	○		○	○	○	○	○	×	×	○	×
国 制 度	③特別障がい者手当	×	○		×	×	○	○	○	○	○	○
	④障がい児福祉手当	×	○	×		×	○	○	×	×	×	○
	⑤経過的福祉手当	×	○	×	×		○	○	×	○	○	○
	⑥児童扶養手当	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	⑦特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
年 金 制 度	⑧障がい基礎年金	○	×	○	×	×	○	○		×	×	×
	⑨老齢基礎年金	○	×	○	×	○	○	○	×		×	×
	⑩老齢福祉年金	○	○	○	×	○	○	○	×	×		×
	⑪遺族基礎年金	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

※遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者は父母等です。

3 自立支援医療の利用者負担額

《自己負担額》

- ・原則、医療費の1割が自己負担額です。
(ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています。)
- ・入院時の食費(標準負担額相当)については原則自己負担です。

		一定所得以下		中間的な所得		一定所得以上
世帯の所得による区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
		受診者本人(18歳未満は保護者)が年間収入が80万円以下	受診者本人(18歳未満は保護者)が年間収入が80万円を超える	市町村民税(所得割) 3万3千円未満	市町村民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円以上
自己負担	0円	【低所得1】 医療費の1割 負担上限額 月2,500円	【低所得2】 医療費の1割 負担上限額 月5,000円	【中間所得1】 医療費の1割	【中間所得2】 医療費の1割	公費負担対象外
障がいによる区分				上記所得区分で「重度かつ継続」該当者		
自己負担				医療費の1割 負担上限額 月5,000円	医療費の1割 負担上限額 月10,000円	医療費の1割 負担上限額 月20,000円

重度かつ継続

●更生医療の条件

- ①医療保険の高額療養費の多数該当の方
- ②腎臓機能障がい等で人工透析(腹膜透析等)、腎移植術及び腎移植後の免疫抑制療法、小腸機能障がい等で中心静脈栄養法、免疫機能障がい等で抗HIV療法、肝臓機能障がい等で肝移植術及び肝移植後の免疫抑制療法等を受けている方

●精神通院医療の条件

- ①医療保険の高額療養費の多数該当の方
- ②統合失調症、双極性障害、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障がい(依存症等)の方
- ③3年以上の精神医療の経験を有する医師が、集中的・継続的通院医療が必要と判断した方
→③については、医師の「重度かつ継続」に関する意見書が必要な場合があります。通院中の主治医にお尋ねください。

(注1) 18歳未満の人の育成医療については窓口での支払いが急に多くならないよう経過措置があります。

《世帯の範囲について》

- ★ 申請者(受診者)と同じ医療保険に加入している家族を、「世帯」とします。
- ・住民票上は同じ世帯でも、加入している医療保険が異なれば、別の「世帯」です。
- ・住民票上は別の世帯でも、加入している医療保険が同じであれば、同じ「世帯」です。

＜世帯の範囲の特例＞

※場合によって添付書類が必要になることがあります。詳しくは市役所にお問合せください。

★ 前ページ「世帯」のうち、次の条件を全て満たしていれば、申請により別世帯とみなします。

- 1 受診者及びその配偶者が市町村民税非課税であり、この「世帯」に属する他の者が市町村民税課税であるとき。
- 2 同一「世帯」に属する他の者が受診者及びその配偶者を市町村民税上、扶養関係に基づく各種控除としていないこと。
- 3 受診者及びその配偶者が同一「世帯」に属する他の者の医療保険の被扶養者となっていないこと。

《世帯の所得について》

★「世帯」における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認します。

・健保組合等の場合は、「被保険者」の所得を確認します。

・国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合は、「世帯」内の被保険者全員の所得を確認します。

4 障がい福祉サービス等の利用者負担額

《自己負担額》

・原則、費用の1割が自己負担額です。

(ただし、1か月の上限額が設定されています。上限額以上の自己負担はかかりません。)

・施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で生活保護、低所得の人は、申請により負担が軽減されます。

・共同生活援助(グループホーム)の入居者で生活保護、低所得の人は申請により家賃の一部が補助されます。

《自己負担上限額》

区分	対象となる人		負担上限月額	
			在宅サービス利用者	施設等入所者
生活保護	生活保護世帯		0円 (自己負担なし)	
低所得	市町村民税 非課税世帯		0円	0円
一 般	市町村民税 課税世帯	市町村民税所得割の世帯合 計額が16万円未満 (児童の場合は28万円未満)	障がい者 9,300円 児童 4,600円	37,200円
		上記以外	37,200円	

・ ここでいう世帯とは、障がい者(18歳以上)の場合は本人および配偶者を、児童(18歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。

・ 同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合などで、合算した額が基準額を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。(申請が必要です。)

5 補装具費の支給の利用者負担額

《自己負担額》

- ・原則、補装具費の1割が自己負担額です。

(ただし、1か月の上限額が設定されています。上限額以上の自己負担はかかりません。)

- ・補装具費とは厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額です。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

《自己負担上限額》

区分	対象となる人		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯		0円 (自己負担なし)
低所得1	市町村民 税非課税	障がい者または児童の保護者の年収(注1)が80万円以下	0円
低所得2	世帯	低所得1に該当しない	
一般	市町村 民税課 税世帯	本人又は世帯員のうち市町村民税所得割最多納税者の納税額が 46万円未満	37,200円
高額1		本人又は世帯員のうち市町村民税所得割最多納税者の納税額が 46万円以上 60万円未満	負担割合3割 上限額 120,000円
高額2		本人又は世帯員のうち市町村民税所得割最多納税者の納税額が 60万円以上	負担割合5割 上限額 200,000円

(注1) 年収とは次の3つの合計額をいいます。①地方税法上の合計所得金額②障がい年金等③特別児童扶養手当等

※高額1、高額2に当てはまる方で、補装具の申請理由が社会参加を目的としていない場合は支給対象外となる場合があります。

- ・ここでいう世帯とは、障がい者(18歳以上)の場合は本人および配偶者を、児童(18歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。

※児童(18歳未満)の場合は高額1、高額2に当てはまる方でも一般と同じ扱いとなります。

6 地域生活支援事業の利用者負担額

地域生活支援事業のうち、日常生活用具費支給事業・移動支援事業・在宅重度障がい者等入浴サービス事業・日中一時支援事業の利用者負担額は以下のとおりです。

《自己負担額》

- ・所得に応じた負担割合で計算されます。
- ・日常生活用具費については、購入価ではなく岡崎市で定めた基準額に基づいて負担額を計算します。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

《負担割合》

区分	対象となる人		負担割合(注)
生活保護	生活保護世帯		0% (自己負担なし)
低所得	市町村民税非課税世帯		0%
課税世帯1	市町村民税 課税世帯	市町村民税所得割世帯合計16万円未満 (児童の場合は28万円未満)	4%
課税世帯2		上記以外	6%
その他	所得が確認できないもの(市町村民税未申告者など)		10%

(注) 10円未満は切捨てとなります。自己負担金の上限設定や介護給付費等との合算はありません。

- ・ここでいう世帯とは、障がい者(18歳以上)の場合は本人および配偶者を、児童(18歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。

障がい者の権利擁護・虐待防止

1 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)が平成28年4月1日に施行されました。この法律に基づき、障がいのある方や家族の方からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じるため相談窓口を設置しました。

相談窓口

窓 口	問合せ先
福祉部障がい福祉課(福祉会館1階17番窓口)	TEL 0564-23-6155 FAX 0564-25-7650
岡崎市保健所保健政策課(岡崎げんき館 2階)	TEL 0564-23-6807 FAX 0564-23-5041
岡崎市民病院事務局総務課(高隆寺町)	TEL 0564-21-8111 FAX 0564-25-2913
教育委員会事務局教育政策課(福祉会館4階)	TEL 0564-23-6419 FAX 0564-23-6558



障がい福祉課施策係 (TEL 0564-23-6155 FAX 0564-25-7650)

2 成年後見制度・日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用支援

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいがあることにより判断能力が不十分な方に代わり、財産や預貯金等の管理、福祉サービスの利用や施設入所の契約等を、申立てにより家庭裁判所が選任した後見人が行う制度です。制度利用についての相談や家庭裁判所への申立てなどの支援を行います。

日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約等の判断をすることや、金銭・書類の管理等に不安がある知的障がい者や精神障がい者に対し、福祉サービスの利用支援や大切な書類等の預かり・金銭管理の手伝い等を行う事業です。



成年後見制度・日常生活自立支援事業 相談窓口

岡崎市成年後見支援センター(岡崎市社会福祉センター 3階)

(TEL 0564-47-8760 FAX 0564-47-8753)

成年後見制度申立て窓口

名古屋家庭裁判所岡崎支部

岡崎市明大寺町字奈良井3

(TEL 0564-51-8950)

任意後見制度

岡崎公証人合同役場(岡崎市シビックセンター2F)

岡崎市羽根町字貴登野 15

(TEL 0564-58-8193 FAX 0564-58-8221)

3 障がい者への虐待防止について

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。この法律では、どんな人でも障がい者に対して虐待をしてはならないと規定しており、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したら速やかに通報することが義務付けられています。

対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活に支障のある人(18歳未満の人や障がい者手帳を取得していない人も含む)

障がい者虐待の定義

1. 養護者(障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族・同居人等)による虐待
2. 障がい者福祉施設従事者(職員)等による虐待
3. 使用者(障がい者を雇用する事業主等)による虐待

虐待の例

身体的虐待	ケガをする・しそうなような暴力(平手打ちする、殴る、蹴る、つねる等)や、正当な理由のない身体拘束
性的虐待	わいせつな行為をする・させること(性的行為を強要する、性器への接触、性的な雑誌・映像を見るよう強いる、裸にする、キスをする、わいせつな言葉を発する等)
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる、無視をする、差別的に扱う、子ども扱いをして自尊心を傷つける等

介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	入浴や着替えをさせない、食事や水分を十分に与えない、ごみが散乱しているなど住環境の悪い中に置く、必要な医療・サービスを受けさせない等
経済的虐待	障がい者本人の同意なしに年金や賃金を搾取する、財産や預貯金を勝手に使う、日常生活に必要な金銭を渡さない等

虐待を防ぐためにできること

- ・ 障がいの特性を理解して、地域で支え、見守りましょう。
- ・ 小さな兆候を見逃さず、早めに相談しましょう。
- ・ 養護者や施設従事者など、障がい者を支援する人にも休息が必要です。

虐待は、障がい者本人が虐待と自覚していなかったり、虐待する人が「しつけ」や「指導」等誤った認識のもとで起きていることがあります。虐待の防止は、障がい者本人はもちろん、家族や事業所・職員等を守ることにつながります。「虐待かもしれない」と思ったらご相談ください。なお、より具体的に状況を把握するため、文書(ファクスやメール等)で通報・相談する場合は、できるだけ折り返しの連絡先(電話番号やメールアドレス等)をお知らせいただくよう、ご協力をお願いします。



岡崎市障がい者虐待防止センター

※ 養護者・障がい者福祉施設従事者等による虐待の通報・届け出の受理、障がい者や養護者に対する相談、指導や助言等を行います。

岡崎市欠町字清水田 6-3(友愛の家内) (TEL 0564-64-9004 FAX 0564-64-9005)

E メール: sho_kikan@okazaki-shakyo.jp

受付時間: 365 日 24 時間(休日・時間外はコールセンターに転送)

障がい福祉課審査給付係 (TEL 0564-23-6853 FAX 0564-25-7650)

障がい者マークの紹介

障がい者に関するマークには、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、皆様にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



●障がい者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。※国際シンボルマークについては車いす販売店やホームセンター等で取り扱っています。

問合せ先 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



●身体障がい者標識(障がい者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示する身体障がい者標識(障がい者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示については、努力義務となっています。

問合せ先 岡崎警察署交通課 TEL 0564-58-0110 FAX 0564-58-0110

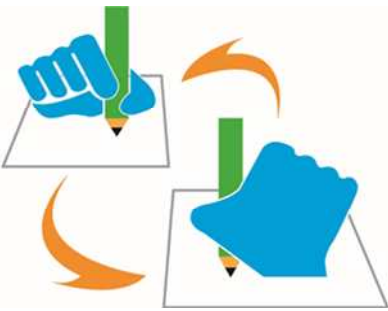


●聴覚障がい者シンボルマーク(国内マーク)

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」など必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。

問合せ先 特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会

TEL・FAX 0568-23-4789

	●ヒアリングループマーク 「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。 問合せ先 特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会 TEL・FAX 0568-23-4789
	●聴覚障がい者用マーク 重度の聴覚障がい者が運転する車に表示するマークで、マークを表示した車への幅寄せや割り込みは禁止されます。聴覚障がい者も表示を怠ると処罰されます(ワイドミラー条件の場合)。 問合せ先 岡崎警察署交通課 TEL 0564-58-0110 FAX 0564-58-0116
	●手話マーク 手話で対応可能な窓口等であることを知らせるためのマークです。このマークは全日本ろうあ連盟が作成しました。 役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで広く掲示することができます。また、ろう者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することもできます。 問合せ先 一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
	●筆談マーク 筆談で対応可能な窓口等であることを知らせるためのマークです。このマークは平成28年に、全日本ろうあ連盟が作成しました。役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで広く掲示することができます。また、ろう者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することもできます。 問合せ先 一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445



●盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

問合せ先 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

TEL 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886



●ハート・プラスマーク

「身体の内部に障がいのある人」を表しています。内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いいたします。

問合せ先 特定非営利活動法人ハート・プラスの会

TEL 080-4824-9928 E-mail info@heartplus.org



●オストメイトマーク

人工肛門、人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

問合せ先 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

TEL 03-5844-6265 FAX 03-5670-7682

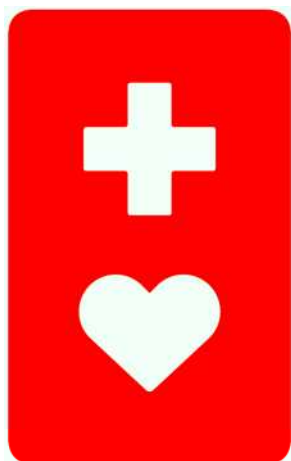


●ほじょ犬マーク／身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れているかたを見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ先 愛知県 障がい福祉課

TEL 052-954-6697 FAX 052-954-6920



●ヘルプマーク

東京都福祉保健局が作成したマークで、内部障がいや難病、発達障がいなど外見からでは分からない方が援助や配慮を得やすくすることを目的に作成されました。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりの行動をお願いします。

問合せ先 東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

TEL 03-5320-4147

ヘルプマークの無料配布をしています。配布場所は障がい福祉課(福祉会館1階)・健康増進課(げんき館2階)・こども発達センター(欠町)です。※原則お一人一枚です。

問合せ先 障がい福祉課 障がい1係

TEL 0564-23-6867 FAX 0564-25-7650

障がい者福祉のしおり

発行 令和 7 年 4 月
編集発行 岡崎市役所 福祉部 障がい福祉課
〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
電話 (0564) 23-6113
FAX (0564) 25-7650
Home Page <https://www.city.okazaki.lg.jp/>
E-mail shogai@city.okazaki.lg.jp